

『インドの通貨と金融』にみる  
最初期ケインズ幣制論の基本性格（1）  
—テキストの総体的分析とそのインプリケーション：  
研究目的と第1章の分析—

西川 弘 展

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| I はじめに            | III 第1章「ルピーの現状」の分析 |
| II 『インドの通貨と金融』の概略 | IV 小括              |

摘 要

ケインズの最初の著作『インドの通貨と金融』（1913年）は、第一次世界大戦開戦期の緊急通貨対応（1914年）、『貨幣改革論』（1922～1923年）、『貨幣論』（1930年）、『国際清算同盟案』（1941～1943年）などへと連なってゆく彼の幣制論の出発点に位置する重要な著作である。しかし、これまでの研究史で同著への関心は十分とは到底言い難く、誤解されることも少なくない。そこで、本稿では、まずは『インドの通貨と金融』のテキスト分析を可能な限り厳密に行い、この時期のケインズの貨幣学説、なかでも幣制論の基本性格を彼の一連の幣制論の原型として包括的に明らかにする。本稿（1）では、まず議論の前提としてこの研究を進める3つの方法的な観点を説明し、これまでの研究史を簡単に整理する（I）。次に『インドの通貨と金融』の概略を示し（II）、同著第1章「ルピーの現状」のテキスト分析を行う（III）。小括として、第1章の分析から得られた結果とインプリケーションを示す（IV）。

I はじめに

1 研究目的と方法的な観点

本稿<sup>1)</sup>の目的は、ケインズの最初の著作『インドの通貨と金融』（Keynes 1913a, *Indian Currency and Finance*; Reprinted in CW.1)<sup>2)</sup>の実像を包括的に解明すべく、テキストの総

[キーワード] 最初期ケインズ、『インドの通貨と金融』、純粋貨幣理論と幣制論、インド金為替本位制、幣制の安定性と経済性

体を可能な限り厳密に分析し、その主要な諸結果とそれらから得られる幾つかのインプリケーションを提示することである。まず、こうした目的の背景にある方法的な観点を3つに整理して述べておきたい。

第1の観点は、ケインズ自身の貨幣学説の全展開の中で『インドの通貨と金融』をどのように位置付けるかという問題に関わる。多元的に展開されたケインズの貨幣学説の総体の構成をどのように整理し把握するか、このことについて盛んに議論されてきたわけではない。しかし、差し当たり『貨幣論』を一応の基準とするならば、ケインズの貨幣学説は、「貨幣の純粋理論」と「貨幣の応用理論」の2つから構成されていると考えることができるだろう。すなわち一応のところ、ケインズの貨幣学説の総体は、「純粋理論」と「応用理論」の2つからなり、さらに、貨幣的経済のマクロ理論分析が「純粋理論」の主要部分を占め、貨幣制度論（以下、「貨幣制度論」を「幣制論」と呼ぶこととする）が「応用理論」の主要部分を占めると考えることができるであろう。第一次世界大戦後に執筆された「戦間期三部作」（『貨幣改革論』、『貨幣論』および『一般理論』）の発展過程の解明は、もっぱら純粋理論を対象としたものであった。

このように純粋理論に主たる関心が注がれる中、幣制論<sup>3)</sup>に特化した『インドの通貨と金融』が研究の対象から除外されてきたのは自然な成り行きであった。しかし、幣制論という側面からケインズの貨幣学説を捉えるなら、そこには第一次世界大戦前の『インドの通貨と金融』（1913年）を起点として、『貨幣改革論』（1922～1923年）、『貨幣論Ⅱ：貨幣の応用理論』（1930年）、そしてケインズ革命を決定づけた『一般理論』における貨幣的経済への深い理論的認識の獲得を経由した「国際清算同盟案」（1941～1943年）という純粋貨幣理論とは区別される幣制論の重厚な流れが存在し、こうした流れの発展過程が改めて問題とされなければならない<sup>4)</sup>。ここに『インドの通貨と金融』のケインズの貨幣学説のうち幣制論の出発点としての重要性が改めて確認される。加えて『インドの通貨と金融』はケインズが貨幣学説の研究を開始して以降に初めて公刊した著書であり、幣制論が中心になっているとはいえ第一次世界大戦期以前の「青年期ケインズ (the Young Keynes)」が進めた貨幣学説研究の広範な成果が含まれていると考えられる<sup>5)</sup>。以上の意味で、『インドの通貨と金融』はケインズの貨幣学説の青年期の発展を解明する上で重要かつ必要不可欠なテキストである。

それでは、『インドの通貨と金融』はどのようなコンテキストに位置付けられるのか、このことと関連するのが以下の第2、第3の観点である。

第2の観点は、学説史そのもののコンテキストに関わる。1905年、ケインズは文官試験受験に際し大量の経済学を読み、またマーシャルの講義や個人指導を受けたが、その中には貨幣学説の文献が多く含まれていた。その後、インド省初級官僚としてのインド省入省に伴い一旦は貨幣学説研究を中断させたものの、インド省退職後に再びケンブリッジへ復帰した折には、貨幣・金融関係を中心にした講義（インドの通貨金融問題の講義は、LSE およびケ

ンブリッジで担当された)を行うとともに、同時代文献への書評論文も積極的に執筆しながら、貨幣学説の研究を本格化させた。『インドの通貨と金融』にはケインズのこうした一連の調査と研究の成果が含まれており、それらの成果のうち幣制論に関する多くの事項は『インドの通貨と金融』のテキスト分析により抽出されるであろう。

さらに、「青年期ケインズ」の貨幣学説の特性が解明されたとして、その源泉は何かという問題も生じてくるであろう。この問題は、「青年期ケインズ」は、先行学説のどのような部分を (i) 受容、(ii) 批判的継承、(iii) 無視ないし拒絶したのかという問題であり、この問題の究明があって初めて、【A:「青年期ケインズ」に先行する貨幣学説】→【B:第1次世界大戦期以前の「青年期ケインズ」の貨幣学説】→【C:第一次世界大戦後の①ケインズの貨幣学説の発展、②Bのケインズ以外の論者への影響のあり方】の一連の流れの実態が明らかにされることとなる。Bの「青年期ケインズ」の貨幣学説の徹底した解明は、BがAの先行学説とどのように関連するかという問題、更にBがCの「青年期」以降のケインズを含む貨幣学説の展開にどのような知的基礎を準備したかという問題を解明する前提をなし、また従来のケインズ解釈のさらなる充実、そして場合によっては見直しや修正にもつながりうるであろう。

第3の観点は、当時の貨幣学説が背景としてもつ歴史上とりわけ貨幣史上のコンテクストに関わる。それは19世紀の最後の四半世紀前後から進行した国際的複本位制度の解体と一体となって進行した国際金本位制の形成という貨幣史的背景である<sup>6)</sup>。すなわち、ケインズに先行する貨幣学説は、国際的な貨幣本位をどのように設定するかという問題と論争に関わりながら展開され、それらの学説には、一定の歴史的制約を反映しての幣制論、国内名目価格調整理論、為替相場調整理論、国際収支調整理論等に固有の性格が存在すると考えられる。さらにイギリス国内の幣制との関連では、19世紀後半以降の銀行制度の新たな発展(預金通貨および小切手利用の拡大と現金利用の縮小)といった事情を反映した貨幣学説の進展があったことも考慮すべきであろう。

一般に、学説史上、貨幣史上のいずれのコンテクストも大小多数の資史料の解読と突き合わせにより復元されうる。復元の第一次的接近として、基本テキストの徹底した精査と分析がなされれば、関連する資史料への行き届いたアクセスやより有効な問題の設定が可能となり、それらの結果、復元されるコンテクストの実証的精度と解像度が高まってくるであろう。こうした点で、『インドの通貨と金融』に対しなされる総体的なテキスト分析は、「青年期ケインズ」における貨幣学説の実像の解明のみならず、これらのコンテクストの復元作業にも資する作業でもある。また、これらコンテクストの復元は、「青年期ケインズ」の貨幣学説形成の知性史的・知識社会学的基盤<sup>7)</sup>からの解明にもつながるであろう。

以下では、ここで述べた第1、第2、第3の観点を抛り所に、『インドの通貨と金融』のテキストの分析を可能なかぎり厳密に行う。分析を行う前にこれらの3つの観点とこれまでの研究史との関連を簡単に整理しておくこととする。

## 2 『インドの通貨と金融』に関する諸研究

『インドの通貨と金融』に関して特筆すべき研究上の争点が存在してきたわけではないが、同著をめぐる研究史の概略をごく簡単に整理すれば以下になるであろう。

最も古い研究として『インドの通貨と金融』公刊直後から欧米の各誌に掲載された一連の書評論文がある(G.F.S. 1913, Jul.; Foxwell 1913, Dec.; Reed 1913 Dec.; Epstein 1913, 月不明; Kemmerer 1914, Feb.; Patterson 1914, May)。これらのうち多くは、濃淡はあるものの、金為替本位制をインドの幣制として定着させるべきであるという『インドの通貨と金融』の第一の主張ともいえる内容を取り上げ、それを支持しながら同著の修正点や改善点を指摘するなどのより積極的なコメントを与えている(Foxwell 1913; Reed 1913; Kemmerer 1914)<sup>8)</sup>。また、『インドの通貨と金融』公刊後まもなくして、高島(1915)によって同著の第1章から第4章までが、部分訳されている。これは当時の日本でもあまり注目されておらず、日本でケインズに関心が注がれるようになったのは、第一次世界大戦後のヨーロッパ問題と関わる『平和の経済的帰結』、再建金本位問題と関わる『貨幣改革論』以降と言われている(早坂 1983: 138; 1993: 242-43)。ケインズの学説の日本への導入時期におけるこうした事情は、日本でも伝統的に『インドの通貨と金融』へ高い関心が注がれてこなかったこととも関連しているであろう。

インド幣制論そのものとして、Foxwell (1913: 561) は『インドの通貨と金融』が「インドの銀行と通貨制度に関する最初の完全な説明」であると評した。実際インド幣制の本格的な研究は『インドの通貨と金融』以後に数多く刊行され当該領域での研究成果の充実ぶりがかがえる(例えば同時代的研究の Shirras [1919] 1920; Jevons 1922a, 1922b; Dadachanji [1927] 1931; Coyajee 1930, 貨幣史的・学説史的研究の Ambirajan 1984)。この点で、『インドの通貨と金融』は20世紀初頭のインド幣制研究の原型と言えるかもしれない。

またケインズ研究そのものでは、『ケインズ全集』(以下『全集』とする)の第1巻として『インドの通貨と金融』が収録され(1971年)、関連する資史料が第15巻『諸活動 1906-14: インドとケンブリッジ』として公刊された(1971年)。またキングズ・カレッジ所蔵の『ケインズ文書』は、マイクロ・フィルム化され、全世界で利用可能となっている(1995年)。

これら資史料の利用可能性の拡大により、Harrod (1951) 以来、Skidelsky (1983)、Moggridge (1992) の新しいケインズの伝記研究が登場し、それぞれの特徴を持ちながら『インドの通貨と金融』とその周辺事情のケインズの全体像における位置づけを示した。また Dosteler (2007)<sup>9)</sup> といった包括的なケインズ研究によっても、同著に関心が寄せられている。

とくに『全集』第15巻(1971年)刊行後には、Winch (1972)、Sayers (1972)、Johnson, H.G. ([1972a] 1978, 1972b) などの書評が登場した。これらの書評の後、『全集』第15巻が明らかにした詳細な情報をもとに、ケインズとインドに焦点を当てた Chandabarkar (1989)、ケインズにおける幣制論、国際経済論の発展を主題とした岩本 (1999)、「青年期ケインズ the Young Keynes」の政治思想・経済思想に特化した研究

Cristiano (2014) など『インドと通貨と金融』を主な対象として含む研究書が公刊されてきた。また、『インドの通貨と金融』を主な対象とする論文として、Dimand (1991)、岩本 (1992) (のち岩本(1999)へ統合)、Smith (1995)、Carabelli=Cedrini (2010)、Padayachee=Bordiss (2013)、Betancourt (2013)、Cesarano (2015)、Betancourt=Dimand (2023) などが登場してきている。これらの諸研究は、何か特定の研究上の争点をめぐって展開されてきたわけではなく、むしろ『インドの通貨と金融』の本質的意義を金為替本位制の擁護論ないし推進論と捉えるという大前提を共有しながら、その下でそれぞれの独自性を打ち出している。また、これらの諸研究は総じて最近になってからのものであり、『インドの通貨と金融』の研究は、ケインズのその他の著作・活動の研究に比べ大きく立ち遅れ、ゆえに彼の幣制論の発展過程の解明も不十分であるのが実情である。

このように『インドの通貨と金融』をめぐる研究はとりわけ最近になって一定の関心が注がれるようになってきているものの、当初の書評類から一貫して同著の金為替本位制論に力点を置きつつなされてきた。これらの研究のうち、研究の枠組みという大きな観点では、Cristiano (2014) が他の研究と一線を画する説得的かつ本質的な問題を提起していると考えられる。すなわち、Cristiano (2014) は、「青年期ケインズ the Young Keynes」の、社会的領域での活動（自由主義思想および政治領域での言論活動、経済学説・貨幣学説研究、時論への関与等の活動）の広範かつ高度な展開に注目し、これらの詳細な解明が第一次世界大戦開戦期以降におけるケインズの社会的領域での諸活動の基礎の究明につながるという展望を示した。Harrod (1952) 以来の長きにわたる研究史で「初期ケインズ」ないし「青年期ケインズ」については、もっぱら倫理学や『確率論』を含む哲学領域での活動に関心が寄せられてきたので、Cristiano (2014) は決して小さくない問題を提起していると言える。

本稿は、Cristiano (2014) の問題提起と方法的観点とを踏まえ、『インドの通貨と金融』の総体的なテキスト分析を可能な限り徹底して行ってゆく。こうしたテキスト分析は、直接的にはこれまでの研究史に散見されうる『インドの通貨と金融』にかかる誤解を解くことにもつながるであろう。さらに間接的には、「青年期ケインズ」の貨幣学説が、19世紀後半以降20世紀初頭の学説史・貨幣史のコンテクストのもとで形成され、後におけるケインズの貨幣学説の展開の知的基盤と可能性を開くことになったというより重要な事柄の解明にもつながりうるであろう。こうしたテキスト分析の作業を通じて、Cristiano (2014) を含む従来の諸研究の拡張と総合化を図るための基礎を得ることとしたい。

なお以下では、「青年期ケインズ」でなく「最初期ケインズ」との用語を使っている。これにつき説明が必要であろう。すなわち Harrod (1951) の伝記研究を踏襲して1919年以前のケインズを「初期 (Early) ケインズ」とする傾向がある (Harrod 1951: vii; 玉井 1999; 岩本 1999)。またこの用語とは別に「青年期ケインズ」との用語は Sayers (1972) でも使われているが、セイヤーズのいう「青年期ケインズ」は Cristiano (2014) の同一用語による区分よりも広く、『全集』15巻・16巻の範囲すなわち第一次世界大戦後の1919

年までをカバーし、Harrod (1951) の「初期ケインズ」とほぼ重なる。『インドの通貨と金融』は、Harrod (1951) 以来の伝統的な「初期ケインズ」および Sayers (1951) の「青年期ケインズ」の前半に該当するから本稿では Cristiano (2014) の第一次世界大戦期以前のケインズとの時期区分を継承し、「青年期ケインズ」ではなく、より明確に「最初期ケインズ」との用語を使うこととする。

## II 『インドの通貨と金融』の概略

『インドの通貨と金融』は、「中国の通貨制度に関する覚書」(未公開; 1910年2月; CW.15: 60-64)、ケインズが行ったインドの通貨に関する講義(1911年初め以降; LSE, ケンブリッジ)、王立経済学会での講演(1911年5月9日)のために準備された原稿「インド通貨問題の最近の進展」(未公開; CW.15: 67-85)を修正し、大きく拡張したものである。

ただし、『インドの通貨と金融』は、「いくつかの文章の言い回しは、当初は公式使用のための覚書または報告書として書かれたものであることを示唆している」(Foxwell 1913: 561)と指摘されるように、主張のトーンは抑えられている。また「「流行の専門用語と通常の曲線」を最も純粋な英語と最も単純な統計表に置き換え」、「技術的な分析装置は舞台裏に置かれ」(Foxwell 1913: 571)<sup>10)</sup> ているため、理論的事項が体系的・集約的に示されていない場合が多く、論理的であるものの迂遠となっている部分が少なくない。

『インドの通貨と金融』に繋がる彼の主張の核心部分は、上記の講演原稿「インド通貨問題の最近の進展」により端的に知ることができる。その核心部分とは、インドに金貨流通を伴う金本位制を確立させるという「ファウラー委員会」の最終報告書(1899年)の勧告も含む方針に沿った施策の途上で、姿を現してきた「金為替本位制」こそが、インドに確立させるべき制度であり、金貨流通の推進は停止させるべきというものである。『インドの通貨と金融』は、「インド通貨問題の最近の進展」の核心部分を維持しながら、多面的にインドの幣制を考察し現実的で体系的なインド幣制改革論を提示したものである。

『インドの通貨と金融』のテキストの編成を示すと表1の通りである。

「インド金為替本位制」の特徴とその1893年以降の展開における形成過程は、第1章「ルピーの現状」で示され、第2章では、歴史的かつ理論的な観点から「金本位制」と「金為替本位制」一般の中に「インド金為替本位制」が位置づけられる。また、「インド金為替本位制」をめぐる問題点は随所で言及されるが、とくに紙幣がほとんど普及していないこと、継続的に実施されてきた金通貨導入の試みがうまく進展していないこと、通貨需要拡大に対する通貨供給の非弾力性<sup>11)</sup>と金利の急激な季節的変動などの諸問題について、第3章「紙幣」、第4章「インドにおける金の現状と金通貨の提案」、第8章「インドの割引率」で議論される。通貨需要拡大に対する通貨供給の非弾力性を解消するために、第3章「紙幣」で紙幣流通の本格化、これと関連して、第7章「インドの銀行業」で国立銀行の設立を含むインドの銀行

表1 『インドの通貨と金融』の章立て

	セクション数	段落数	ページ数
第1章 ルピーの現状	10	21	14
第2章 金為替本位制	19	31	22
第3章 紙幣	20	34	26
第4章 インドにおける金の現状と金通貨の提案	21	75	39
第5章 インド省手形と送金	14	32	22
第6章 インド大臣の各種準備金と各種現金残高	41	103	71
第7章 インドの銀行業	31	71	45
第8章 インドの割引率	12	28	20

\*筆者作成。

\*セクション数，ページ数は初版本のもの。

\*初版本でケインズが付したセクション番号は『全集』版では削除されている。

制度発展のあるべき方向性が議論される。また第5章「インド省手形と送金」で述べられるインド省手形、ロンドン宛為替手形（逆インド省手形）のルピー相場維持手段としての利用は、「インド金為替本位制」のメカニズムの根幹であり、この手段を裏付ける各種準備金の整理と合理化が、第6章「インド大臣の各種準備金と各種現金残高」で丹念に詳論される。各章で主題化されて議論されている「インド金為替本位制」を核とするインド幣制のそれぞれの部分は、相互の分かち難い結びつきの中で形成されているのであり、それぞれの部分が独立したものではない。したがって、各章で扱われる事項も別の章で議論される事柄との関連が問われなければならない。最初期ケインズは、「あらゆる貨幣問題の特色」として、幣制論一般の本質を次のように述べている。

「私はインドの制度がきわめて首尾一貫した *coherent* のものであるという事実を明らかにしようと試みてきた。制度のどの部分も他の部分に適合している。あらゆる事を一度に述べるのは不可能であり、著者は自身の説明を明確にするために、時には事実の複雑さや相互依存をどうしても犠牲にしなければならない。しかし制度の複雑さと一貫性は、その一部を批判する人が絶えず注意を払わねばならないことである。これはインドの金融に特有のものではない。これはあらゆる貨幣問題の特性である。この問題が困難なのはこの特性があるためである。」（第8章「インドの割引率」§ 12-¶ 27；CW.1: 181-182，下線部強調は原文による。）

このことを踏まえた上でさらに注意すべき点がある。すなわち、『インドの通貨と金融』は、インド幣制の①国際的側面と②国内的側面の議論が統合されているという性格をもつことにも注意が必要である。上で言及した1910年2月に書かれた「中国の通貨制度に関する覚書」では、金為替本位制の世界的傾向が整理されるとともに、インドの幣制も金為替本位制であると規定された。その後、1911年5月9日講演の原稿「インド通貨問題の最近の進展」では、インド金為替本位制に絞って、その国際的側面（明確にはルピー＝ポンド相場維持手段（インド省手形、逆インド省手形、各種準備金）と相場維持の仕組み、金に関する事項）につき第1、2、4、5、6章の原型となる議論（第3章の要素も若干含まれる）が示された。他方

この講演原稿には特に国内貨幣・金融制度（明確には国内通貨のルピー銀貨、ルピー紙幣、銀行業、国立銀行に関する事項）の解説と問題点の指摘、そしてそれらの改革論である第7、8章の内容が十分に含まれていない（第3章の内容も不十分である）。このことは、「中国の通貨制度に関する覚書」、「インド通貨問題の最近の進展」から『インドの通貨と金融』に発展する過程でインド幣制の国際的側面のインド金為替本位制論に国内的側面のインドの国内通貨論、銀行制度論が有機的に統合されたという『インドの通貨と金融』の形成の重要な側面を示すものと考えられる。有機的に統合されたというのは、上記引用文に示される方法を反映し、国内の通貨・金融問題を含めることで、これら国内的要素が第1、2、4、5、6章にも含まれるに至ったということである。全ての章が分ち難く有機的に統合されている以上、この点も『インドの通貨と金融』を読み解く上で重要な視角である。

以上を念頭に、まずは第1章「ルピーの現状」からテキスト分析をはじめます。

### Ⅲ 第1章「ルピーの現状」の分析

第1章「ルピーの現状」では銀の自由鑄造が停止された1893年以降の直近の経過の概略が整理される。すなわち①「新しい制度 new system」（これはインド幣制の中核部分である「インド金為替本位制」を指す。「金為替本位制」との名称は第1章最後尾（§9-¶19）ではじめて登場する）に至る経過が3層で整理され（§1・§2→§5→§7・§8）、さらに②「新しい制度」の特徴が3層で整理される（§4→§6→§9）。またインド幣制と関連した純粋理論的な事項も体系的でない形で言及されている（§3、§10）。これらの議論でインド幣制の直近の進展と現状への評価が行われる。ケインズはセクション番号のみを記し見出しをつけていないが、各セクションに見出しを付し段落番号を対応づけると（表2）のようになる。

以下の順序は次のとおりである。まず、経過論のうち（§1・§2と§5）を分析する。次に経過論の（§7・§8）の前提となっている特徴論の（§4と§6）を分析した上で、経過論（§7・§8）を、つづいて特徴論（§9）を分析する。最後に純粋理論を扱う（§3、§10）を分析する。

#### 1 インド幣制の直近の進展：銀本位制から「新しい制度」への移行（§1、§2）

§1と§2では、1893年をターニング・ポイントとする経過の中で、銀本位制が停止され、ルピーの相場をRs.1 ⇔ 1s.4d.に維持する「新しい制度 the new system」が次第に形成されてきたことの概略が示される。この「新しい制度」への移行は、「銀本位制から金本位制への転換 (the change from a silver to a gold standard)」<sup>12)</sup>と規定されており（§2-¶2）、この「新しい制度」は、1893年以降、とりわけ1899年以降の動きの中で骨格が明確になってきたと位置づけられる。なお、「インド金為替本位制」<sup>13)</sup>を合理化しまた強化させ、かつ



表2 第1章「ルピーの現状」の構成

	見出し	段落番号
§1	1893年を転換点とするインド幣制の直近の進展	¶1
§2	銀本位制から「新しい制度」への移行	¶2, ¶3
§3	金本位制導入反対論と理論家たちの批判	¶4, ¶5, ¶6
§4	リンゼイの予言と「新しい制度」の本質的性格	¶7, ¶8
§5	インド政府の意思決定、ハーシェル委員会の勧告とファウラー委員会の勧告	¶9, ¶10
§6	「新しい制度」の本質的性格を規定する4要素	¶11, ¶12, ¶13
§7	1892年以降の進展；条例、公示、行政措置等の略年表	¶14
§8	「新しい制度」の4要素の漸進的形成	¶15, ¶16, ¶17
§9	「インド金為替本位制」の実態に即した再規定	¶18, ¶19
§10	金本位制の一般的性質と「インド金為替本位制」との共通性	¶20, ¶21

\*筆者作成。

\*セクション番号は『インドの通貨と金融』初版本による。

\*セクションの見出しタイトルは筆者による。

\*段落番号は章を通じたものである。

こうした国際面にとどまらず紙幣流通と国立銀行のもとに銀行業のあり方と銀行制度を整備して幣制の国内面を大きく改革するという全面的なインド幣制改革論こそが、『インドの通貨と金融』の主題である。ただし先に触れたが、第1章のはじめでは「新しい制度」が「金為替本位制」であるとは規定されず、第2章以降の議論の予告部分である第1章後半の§9-¶19で、「金為替本位制」の名称がようやく示され、第2章以降では「金為替本位制」の名称のもとでインド幣制が議論されることになる。

§1では以下のようなインド幣制の直近の経過の概略が1893年を転換点として示される（¶1）。まずインドの通貨・幣制に関する広範な歴史は考察の対象外と宣言され、ルピーの金価値低下問題とそれへの対応の経過が簡潔に整理される。1893年以前のインドの幣制は、銀の自由鑄造がなされルピーの金価値が銀の金価値と一致して変動した銀本位制であり、1893年以前の長期にわたる銀の金価値の持続的な下落と不安定化はルピーの金価値（金本位国に対するルピーの為替相場）の持続的な下落と不安定化をもたらした。ルピーの金価値の不安定化は貿易の弊害となり、またインド政府の本国費の支払い<sup>14)</sup>はスターリング建てであったため銀の金価値の低下はインド政府の財政的負担を拡大させた。このルピーの金価値の不安定化と低下を防ぐべく、インド政府は本国に対し金銀複本位制度の採用を求める交渉を行ったが、本国はこれを拒否し1893年にこの交渉は決裂した<sup>15)</sup>。その後（これも1893年）、条例に基づいて銀の自由鑄造は停止されルピーの銀価値は素材銀価値から乖離する条件が確立した。銀の自由鑄造の停止はルピーの新規発行を制限する措置を伴っていたため、この乖離はルピー銀貨の額面価値がルピーの素材銀価値を上回る形で生じることとなった。そして1899年までにルピーの金価値は、Rs.1 ↔ 1s.4d.にまで高まりこの相場を今日まで目立った変動なく維持することに成功した。

§2では、§1の経過の中で出現した「新しい制度」に対する評価の現状について触れられる。「新しい制度」は当初インド政府によって十分理解されなかった。また「銀本

位制から金本位制への転換という英知 (the wisdom of the change from a silver to a gold standard)」に異議を唱える者はほとんどいなくなり (¶ 2), また「新しい制度」に対する反対論は, これが論拠としていた (1)「新しい制度は不安定であること」, (2)「減価する通貨は外国貿易に有利であること」を支持する事態が解消され, 影響力を失ったとされる (¶ 3).

## 2 インド政府が選択した方向, ハーシェル委員会とファウラー委員会の勧告 (§ 5)

次に § 5 に進む<sup>16)</sup>. § 5 では, § 1・§ 2 で概略が示された「新しい制度 the new system」の形成過程が, インド政府, 本国 (インド省) の意思決定と重ね合わせられつつ再論される. すなわち, 銀本位制の停止を経て出現した「新しい制度」は, 1893 年当時にインド政府が直面すると考えた選択肢の中から絞り込んだ方向, そしてハーシェル委員会 (1893 年), ファウラー委員会 (1898 年) のそれぞれの勧告に沿いながら金通貨を有する金本位制の樹立という目標を見据えた諸施策が積み上げられる中で, たどり着いた制度であると整理される.

1893 年時点でのインド政府の意思決定は次のとおりである (¶ 9). 1893 年当時インド政府は, 通貨の基礎<sup>17)</sup> のあり得べき選択肢として, (1) 通常は紙幣から成る低品位で減価する通貨, (2) 銀, (3) 金と銀, (4) 金の 4 つが有力と考えていた. ただし, (1) の減価する通貨は採用がもともと否定されており, (2) の銀は, 銀の自由鑄造を停止させることで銀本位制を公然と破壊しており, また (3) の金と銀 (複本位) は, インド政府が本国との交渉で獲得を試みたが失敗したので, 4 つの選択肢の中で, 必然的に (4) が採用されることとなった. すなわち, 金本位制というのが, 1893 年の本国との金銀複本位交渉が決裂した時点でインド政府が方針として絞り込み得た唯一の方向であった.

こうしたインド政府の意思決定を受けた要求を付託すべく, 本国では 1892 年 10 月にハーシェル委員会が設置された<sup>18)</sup>. ハーシェル委員会の最終報告 (1893 年) は, 銀の自由鑄造を停止させることを勧告したが, この銀の自由鑄造停止措置は言質を与えなかったものの金の導入に向かう一歩と考えられており, 1898 年設置のファウラー委員会はインドに金通貨制度の最終的な制定を明確に宣言した (¶ 9-⑧).

ところが, 現在に至るまで, インド政府は, 金通貨の制定という目標を達成させておらず, インド国内の主要な交換手段は, 貴金属である銀を素材とするものの実際は無制限法貨のルピーであり, また当局にルピーの金での回収を強制する法律も制定されていなかった (¶ 10). すなわち, 1899 年以後の画期的な変化は, インド幣制の国内的性格というよりは, むしろ国際的性格に見られるものであり, 条例と強制力を伴わない行政的諸手段を通じ, ルピーの金価値の変動が公定平価 Rs.1 ↔ 1s.4d. を中心とする狭い範囲に抑えられてきたという幣制運用によって特徴づけられるものであった.

なお第 1 章では本国インド省でなくインド政府を軸に幣制改革の経過が描写されるが, インド政府の本国インド省に対する造幣局閉鎖に際しての意思決定の主導性<sup>19)</sup> は, イン

ド造幣局閉鎖当時に総督府評議会財政金融担当メンバーの地位にあったバーバー (David Barbour; 1841 ~ 1928) の次の回想から明確にできる。

「1892年6月に、インド政府は全会一致でインド大臣に対し、インドの利益を保護するための国際協定またはその他の取り決めができない場合は、インド造幣局を閉鎖し、インドに金本位制を導入することを目的とした諸措置をとるべきである、と勧告した」(Barbour 1912: 201)

この引用文中の「国際協定」とは、国際複本位制に関する国際協定を意味するであろう。まずインド政府部内で、国際複本位制が実現できない場合にはインドは金本位制導入に向けた措置をとるべきという見解の一致が達成されている。その上で、本国への勧告(要求)がなされ(1892年6月)、「当初、本国当局筋はこの勧告(要求)を好意的に受け取らなかった」ものの、最終的にはこの勧告を付託すべくハーシェル委員会設置(1892年10月)がなされた。また、ハーシェル委員会には、「インド造幣局を閉鎖して銀貨の自由鑄造を停止し、造幣局閉鎖の効果が確認されるまではそれ以上の措置を取らない」とするインド政府の提案(バーバーの作成)が提出されるに至り、ハーシェル委員会報告(1893年5月31日)の勧告をインド大臣が受け入れ、これを受けインド政府により法案が可決され(1893年6月26日)、インド造幣局が銀の無制限鑄造を停止させることとなった(Barbour 1912: 201-205)。このようにインドの銀本位制の停止は、金本位制の導入を見据えて、本国(インド省)ではなくインド政府に主導され、本国(インド省)はインド政府の方針を追認する形での対応に終始していたと言えるだろう。

### 3 リンゼイの予言と「新しい制度」の本質的性格 (§ 4)

以上 § 1・§ 2 と § 5 で、「新しい制度」が定着してきた経過が述べられた。§ 4 では、この「新しい制度」の本質的性格について、ベンガル銀行副総裁の A.M. リンゼイによる積極的な見解および予言との関係で述べられる。

まず『インドの通貨と金融』執筆時点では「新しい制度」が出現しており、1893年当時とは異なる新しい通貨諸問題 (the Currency Problems with which we are now confronted are new) の局面に入っているとの診断が述べられる (§ 7-①)。この「新しい通貨諸問題」とは、『インドの通貨と金融』全編で議論される諸問題であると言えるだろう。すなわち、ファウラー委員会の勧告後、『インドの通貨と金融』執筆時点でも、曖昧にされてきている金貨流通を断念するという問題、また単なる運用上の慣行にとどまっているにすぎない金為替本位制をれっきとした制度として公式に確立させ、これの合理化を進めるという問題である。これら「インド金為替本位制」にかかる国際面の諸問題を『インドの通貨と金融』の論旨に従って拡張すれば、将来的に国立銀行の設立を含む銀行制度および金融市場の改革と発展を志向しつつ、紙幣の本格的導入を図るというインド幣制の国内面の諸問題に通じるであろう。

また、1893年以降の経過の中で、とくに条例でイギリスのソヴリン法貨が Rs.1 ⇔ 1s.4. のレートで法貨の資格をもつと規定された (§7; §8-¶15-⑩) 1899年以降の幣制の発展は急速であったが (¶7-②), 政策上の公的な宣言と立法上の変化はほんのわずかなものでしかなかった (¶7-③). 制度のこの発展は、1893年の銀の自由鑄造の停止に関わった人々や、あるいはそれに反対した人々によって計画的に推進されたものでもなく、インドに金貨の鑄造所を設置し、金貨の導入を勧告した「ファウラー委員会」(1899年)によって賛同されたものでもなかった (¶7-④). 現行の政策が採用されるようになった日付を指定することはできない (¶7-⑤). ケインズは、ここでは「現行の政策」の内実を依然として明示していないが、Rs.1 ⇔ 1s.4. を中心とする為替レートを維持すべく実施された、インド省手形・逆インド省手形なども含めたルピー相場維持政策を指すと考えてよいであろう。

インド政府が、知らず知らずのうちに到達した「新しい制度」と、ベンガル銀行副総裁のリンゼイ (A. M. Lindsay; 1844 ~ 1906) が、1898年にファウラー委員会に対し制度の計画を提案する際に示した予言とは、双方の原理の点で非常によく似ている (¶8-③). リンゼイの予言とは、少数の知的能力を持つ者ら以外には気づかれぬ形で進行しながらも最終的には、インド国内で流通する通貨は紙幣と安価な名目鑄貨に限られ、それら紙幣と名目鑄貨が、対外的な支払い目的に対しては金に交換可能とされることで、あたかも金貨であるように正確に機能するような制度的基礎が必然的に形成されてくるというものである (¶8-④). なお、リンゼイは、この制度的基礎はリカード並びにその他偉大な権威者が最善と主張したものとし、ケインズもこの解釈を受け入れている (¶8-④)<sup>20)</sup>.

#### 4 「新しい制度」の本質的性格を規定する4要素 (§6)

§6では、§4で示された「新しい制度」の本質的性格を規定する要素が4点に整理して列挙される (§6-¶11: (1), (2), (3), (4)) (ただし以下では、原文の(1)と(2)を2つに分け、意味がより鮮明になるように一部の表現に若干の調整を加えている.)<sup>21)</sup>.

(1) ルピー (銀貨, 紙幣)<sup>22)</sup> は無制限法貨であり、法律 (Law) が規定している限りでは金への兌換性<sup>23)</sup> がない。

分析の便宜上、この要素(1)を次の2つに分けることとする。

(1-1) ルピーは無制限法貨である。

(1-2) 法律が規定する限りルピーには兌換性がない。

(2) ソヴリン金貨<sup>24)</sup> は Rs.15 ⇔ £1 (Rs.1 ⇔ 1s.4d.) のレートで無制限法貨であり、1893年に出された公示(notification)が取り消されないかぎり、このレートでルピー (銀貨, 紙幣)

に兌換される。すなわちソヴリン 1 ポンドと交換に 15 ルピーを与えるようインド政府に請求することができる。

分析の便宜上、この要素 (2) を次の 2 つに分けることとする。

(2-1) 1893 年の公示により、 $Rs.15 \leftrightarrow \pounds 1$  ( $Rs.1 \leftrightarrow 1s.4d.$ ) のレートで、金の払込によるルピー (銀貨、紙幣) の払出しをインド政府に請求でき、当該の公示が取り消されない限りで、この金からルピーへの兌換性が維持される。

(2-2) ソヴリン金貨 (ソヴリン金貨 1 枚は  $\pounds 1$ ) は、 $Rs.15 \leftrightarrow \pounds 1$  ( $Rs.1 \leftrightarrow 1s.4d.$ ) のレートでインド国内で通用する無制限法貨である。

(3) 行政上の措置 (administrative practice) として、インド政府は、原則として  $Rs.15 \leftrightarrow \pounds 1$  の相場でルピーをソヴリン金貨に進んで交換する。しかし、この行政上の措置は、時として停止され、ルピーと引き換えにいつでも大量の金を得ることができるわけではない。

(4) インド政府は、行政上の措置として、カルカッタで自らに払い込まれるルピーと引き換えに、 $Rs.1 \leftrightarrow 1s.\{3+(29/32)\}d.$  より不利でない相場で、ロンドンで支払われるスターリング為替手形 (bills payable in London in sterling) を売却するであろう。

ケインズは体系的な解説を与えていないが、それぞれの要素<sup>25)</sup> は以下のように考えることができる。

(1-1) はルピー (ルピーには、自由鑄造が停止されたルピー鑄貨とルピー紙幣がある。このルピー紙幣については § 7, § 8 で言及される) が無制限法貨であることを指し、(1-2) は特にルピーの金に対する兌換を保証する法律が存在しないことを指す。なお、この(1-2) は (3) と関わる。

(2-1) は、1893 年の公示により  $Rs.15 \leftrightarrow \pounds 1$  ( $Rs.1 \leftrightarrow 1s.4d.$ ) のレートで金のルピーへの兌換をインド政府に請求できるという幣制の性格である。なお、金のルピーへの公的兌換性は、ルピー為替の相場が 1 ルピーあたり 1s.4d. に金現送費を加えた相場を上回れば、インドへの金の現送を生じさせ、このメカニズムによりルピー為替相場に上限が画される。すなわちルピー相場の上限は  $Rs.1 \leftrightarrow \{1s.4d.+ \text{金現送費}\}$  となる。金現送費の最大値が  $(1/8)d.$  ならば (第 5 章「インド省手形と送金」§ 9-¶ 18), 為替レートの上限は  $Rs.1 \leftrightarrow 1s.\{4 + (1/8)\}d.$  で画されることとなる。また、(2-2) はルピー (銀貨、紙幣) と並んでソヴリン金貨も  $Rs.15 \leftrightarrow \pounds 1$  ( $Rs.1 \leftrightarrow 1s.4d.$ ) のレートで法貨の地位を有するという性質である。

(3) は、ルピーの金兌換は、行政的措置に過ぎず時として停止されることがあり、保証

されたものでないという幣制の性質である。これは(1-2)と関わり、またインドからの金の現送を通じルピー相場を下方で維持する機能の点では以下の(4)に補われている。

(4)は、ルピーの為替相場を  $Rs.1 \leftrightarrow 1s.\{3+(29/32)\}d.$  を超えて下落するのを防止する機能を持ち、(3)を補うものである。もし、 $Rs.15 \leftrightarrow \pounds 1$  ( $Rs.1 \leftrightarrow 1s.4d.$ ) のレートでルピーの金兌換が保証されていれば、ルピー相場が  $\{1s.4d. - \text{ロンドンへの金の現送費}\}$  を超えて下落すると、外国為替市場でルピーを売却してポンドを得るのではなく、インドにおいてルピーを金に兌換しこの金をロンドンに向けて現送してポンドを得ることになる。当該レートでのルピーの金兌換が無制限に保証される限り、ルピー相場の下限は  $\{Rs.1 \leftrightarrow 1s.4d. - \text{ロンドンへの金の現送費}\}$  (金の現送費の最大値が  $(1/8) d.$  ならば  $Rs.1 \leftrightarrow 1s.\{3+(7/8)\}d.$ ) で画されることとなる。しかし、(1-2)・(3)によりルピーの金兌換は常に保証されるわけではなく、兌換が停止されインドからの金の現送できない局面ではルピー相場はこの下限を超えて下落する危険がある。この危険を防ぐのが(4)である。インド政府が、ロンドン宛為替手形を  $Rs.1 \leftrightarrow 1s.\{3+(29/32)\}d.$  のレートで無制限に売却に応じる限り、ルピー相場が  $1s.\{3+(29/32)\}d.$  より低くなる局面では、ポンドはこのロンドン宛為替手形の購入により調達される。このメカニズムにより、 $Rs.1 \leftrightarrow 1s.\{3+(29/32)\}d.$  が、ルピー相場の下限となる。

ただし、インド政府がこの方法で相場の下支えを遂行する拘束的取り決めはなく、もしインド政府が相場の下支えに失敗したなら、制度の完全な崩壊を引き起こすことになる。この意味で(4)は決定的に重要な要素と位置づけられる(¶12)。このインド政府が発行するロンドン宛為替手形<sup>26)</sup>については、インド大臣が売却するインド省手形(council bills)とともに第5章「インド省手形と送金」で改めて議論される。

(2-1)と(4)が保証される限り、「新しい制度」においてルピーのスターリング相場の変動は  $1s.\{4+(1/8)\}d.$  を上限とし  $1s.\{3+(29/32)\}d.$  を下限とする範囲にとどまり、「新しい制度」は金本位制と同様の性格をもつこととなる。

(2-1)と(4)のそれぞれの実効性は、インド、ロンドン両地で保有される各種準備金によって裏付けられる。各種準備金間の相互関係、それぞれの構成と適正な水準については第6章「インド大臣準備金と現金残高」で体系的に議論されることになる。

なお上記の規定は、相場維持手段がインド省手形と逆インド省手形の利用に限られるという純粋な金為替本位制としてでなく、インドでの金のルピーへの兌換(とそれに誘発されるロンドンからインドへの金の現送)、インドでのルピーの金への兌換(とそれに誘発されるインドからロンドンへの金の現送)とそれを補完するロンドン宛為替手形の利用という混合的な手段により、ルピー相場の変動幅を  $1s.\{4 + (1/8)\}d. > Rs.1 > 1s.\{3+(29/32)\}d.$  の範囲にとどめる制度として提示されている。しかもインド大臣が売却するインド省手形が上記の要件に含まれていない。金現送も含めての相場維持と制度要件にインド省手形の利用を含まないことには留意が必要であろう。

## 5 条例, 公示, 行政措置等と「新しい制度」の4要素の形成 (§7, §8)

ここまでを整理すると, §1, §2で「新しい制度」に至る経過が示され, §5で「新しい制度」に至る経過の背後にある公的な意思決定の積み重ねが整理された. また §4で「新しい制度」の大まかな本質的性格が示され, §6で「新しい制度」の本質的性格を規定する4要素が具体化されたことになる. その上で, §7, §8は, §1・§2 → §5のさらなる補強・再説という性格をもち, 法的枠組と公的施策(条例 Act, 公示 notification, 行政措置 administrative practice, 各種政府委員会の設置)とインド幣制の動向を年表形式で集約的に示し (§7), それら法的枠組や公的施策などとの関わりで, 「新しい制度」の形成を詳細に跡づけ (§8-¶15, ¶16), 現行の「新しい制度」は, 完成されたものではなく過渡的な性格を持っていると評価される (§8-¶17-①). その上で, 「新しい制度」の不備を補いこれを公然と確立させ持続的な運用を可能とするために新条例制定の必要性が示唆される (§8-¶17-②).

以下, §7, §8の要点を §6の4要素との関連で整理していくこととする.

1893年にインド造幣局の閉鎖条例が制定され, これにより1870年の銀の自由鑄造を規定する鑄貨条例が廃止となり銀の自由鑄造が停止され, ルピー鑄貨は無制限法貨となった. ルピーの金への兌換性は法律(Law; 行政措置 administrative practice は Law から明らかに除外されるであろう)で規定されていない. こうして1893年に, 「新しい制度」の第1の要素((1)ないし(1-1)・(1-2))が形成された (§7, §8-¶15-⑥).

また, 1893年には, Rs.1 ↔ 1s.4d. (Rs.15 ↔ £1) のレートで, 金(金貨ないし金地金)と交換にルピーが国庫にて支払われる公示が出され, この公示は1906年まで有効であった (§7, §8-¶15-⑦・⑧・⑨). また Rs.1 ↔ 1s.4d. のレートでソヴリン金貨(ソヴリン金貨1個は£1)が法貨として流通することを規定する1899年の条例が出された (§8-¶15-⑩). 1910年の紙幣条例ではイギリスの金貨の提示に対しルピー紙幣を払い出すことをインド政府は義務付けられた (§8-¶15-⑪; なお1906年の公示では, Rs.1 ↔ 1s.4d. のレートで1ソヴリン金貨ないし半ソヴリン金貨に対してのみルピーが払い出されることとなっている (§8-¶15-⑨)). このように公示(1893年)と公示の取り消し(1906年), 条例(1899年, 1910年)により「新しい制度」の第2の要素((2)ないし(2-1)・(2-2))が形成されたことになる.

要素(3)は, 第1の要素の2つ目(1-2)と関連するが, ルピーの金への兌換が行政措置として相当規模で安定的に行われるようになった時期は, §7, §8の情報から判断することは困難である.

なお, ケインズのテキストから少し離れて, ここで留意すべき一点に触れておく. それはルピーと金のそれぞれの兌換性の非対称性である. 金のルピー兌換性ははじめ公示 notification によって宣言され(1893年), その後条例(1910年)により10ルピー及び50ルピー紙幣の金に対する発行が保証された. 金のルピー兌換性は公示と条例により制度

化されており、単なる行政措置 administrative practice にすぎないルピーの金兌換性に比べ、高い地位に置かれるように変遷している。即ち、金のルピー兌換性が優位に、ルピーの金兌換性は劣位に置かれ、両者は非対称となっている。この非対称性は、①ルピー相場が金現送点を上回る局面でインドへの金の流入を持続させ、ルピー相場が金現送点を下回る低い局面でルピーの金兌換の行政措置を停止することでインドからの金の流出を防止するとともに、②ルピーの金兌換の行政措置の停止は、インドの公的準備に流入した金の流通を制限しインドにおける公的準備の蓄積を促す効果を持つ。こうした効果をもつ非対称性は、インド政府の金に対するスタンス（金の流通よりも対外公的決済および金貨製造のための国内金準備の保有を重視していたこと）と関わる重要な側面といえる。さらにインド省がインド政府の意に反し、上方の金現送点を少し下回るレートでインド省手形を無制限に売却すればイギリスからインドへの金の流出を防ぐことができる。これらの推論をケインズは明示していないが、インド政府、インド省、ケインズはこうした効果を十分に理解していた可能性が考えられ、ここで「インド金為替本位制」の重要な側面として注意しておくこととする。

さてここでテキストに戻る。要素（4）のロンドン宛スターリング為替手形（sterling drafts on London）のインド政府によるルピー相場維持手段としての利用は、1908年（§7）<sup>27)</sup>であり、このロンドン宛為替手形はインド省手形と並んで、その時々を行政的裁量により変更可能とされる通告 announcement により規制される性格を持っている（§7, §8-¶16-④）。

なお §8-¶16 に来て、この第2の要素の1つ目（2-1）に関し留意すべき点が生じている。要素（2-1）は、ルピー相場が公定相場に金現送費を上乗せした分を僅かに上回るとルピー調達のためにインドへの金の現送を誘発させルピーの対ポンド相場に上限が画されるメカニズムが作動することを含意する。このインドへの金の現送は、インド大臣を振出人とするインド宛為替手形（インド省手形 council bills on India）が、公定レートに金現送費を上乗せした価格より若干低めの価格での無制限の売却に代置されうる。

このインド省手形は、植民地インドから本国費を取り立てるために伝統的に利用されてきたが、1908年の逆インド省手形よりも先行して、1904年にはインド大臣の公示でインド向けのインド省手形の Rs.1 ↔ 1s.4d. のレートでの無制限の売却が宣言され（§7, §8-¶16-④）、為替相場の上昇を抑える政策手段としても利用されるようになっていく。インド省手形および逆インド省手形の利用は、条例や公示で拘束されるものでなく行政的裁量によるものであり、随時変更可能な通告 announcements によって規制がなされ、確固たる地位が保証された相場維持手段とはいえない性質を持つものであった（§8-¶16-④）。そして、前述のようにこのインド省手形が §6 の4要素に含まれていないことに留意すべきであろう。

以上のケインズによる整理の分析を表に集約したのが（表3）である（ケインズが整理したオリジナルの4要素に加えて、インド省手形の利用を（2-ex）として追加している）。

表3から直ちにわかるように、「新しい制度」の本質を規定する4要素は、ワンセットの



表3 銀本位制から「新しい制度」への漸次的な転換（4要素それぞれの公的位置づけ）

	要素の内容	条例	公示	行政措置
(1-1)	銀の自由鑄造の停止, ルピーの無制限法貨性	● (★1)		
(1-2)	法律上, ルピーの金兌換性がない ((3) と補完的關係にある)			
(2-1)	金のルピー兌換性	● (★2)		
(2-2)	ソヴリンの無制限法貨性	● (★3)		
(2-ex)	相場維持手段としてのインド省手形の利用		● (★4)	
(3)	行政措置としてのルピーの金兌換性 ((1-2) と補完的關係にある)			● (★5)
(4)	相場維持手段としてのロンドン宛為替手形の利用			● (★6)

各要素を決定づける公的根拠とそれらの形成時期 (★1～★6) :

★1 : 1893年 インド造幣局を閉鎖する条例。(§7, §8-¶15-⑥)

★2 : 1893年 Rs.1 ⇔ 1s.4d. のレートで金がルピーに対し兌換されるという公示 (§7, §8-¶15-⑦・⑧).  
 : 1906年 金貨ではない金に対しルピーを兌換する公示の取り消し。これにより, 1ソヴリン金貨ないし半ソヴリン金貨に対してのみルピーが払い出されることとなった (§8-¶15-⑨).  
 : 1910年 10ルピーと50ルピーの紙幣を一般的な法貨とし, インド政府に対しこれらの紙幣をイギリスの金貨と交換に発行する義務を負わせる条例の制定 (§8-¶15-⑩).

★3 : 1899年 イギリスのソヴリン金貨はルピーに対し 1s.4d. で流通するとする条例 (§7, §8-¶15-⑩).

★4 : 1904年 Rs.1 ⇔ 1s.4d. のレートでインド省手形を売却する旨のインド大臣の公示 (§7).  
 また時々で変更可能なアナウンスメントにより規制。(§8-¶16-④)

★5 : §7, §8の情報から判断できない。

★6 : 1908年3月26日から。(§7, 植村, 1986: 110-111) 公示の発出の有無は不明であり行政措置に分類, また時々で変更可能な通告により規制を受ける。(§8-¶16-④)

\* 『インドの通貨と金融』第1章 §7, §8により筆者作成。

\* (2-ex) はケインズ・オリジナルの要素規定に筆者追加。

条例 Acts によって, 一度に確立したのではなく, 1893年から1910年にかけての条例, 公示と公示の取り消し, 行政的措置の積み重ねの中で, 漸進的に形成されてきた (§8-¶17-①). またほとんどの要素は, 条例ではなく, 公示と行政的措置に基づいているに過ぎず, 『インドの通貨と金融』執筆当時においても, 確固とせず脆弱な性格であった。さらに, この「新しい制度」は, 過渡的性格 (transitional character) をもつと評価されている。

過渡的性格というのは, この「新しい制度」が, ファウラー委員会の勧告にしたがい金貨流通を備えた金本位制の確立に向けて進められてきた一連のプロセスの中で出現した制度であり, その先の金貨を目標として政策を進めるのか, あるいは金貨を断念し「新しい制度 (インド金為替本位制)」にとどまりその合理化を図る政策を進めるのかの問題を大きな争点として内包する制度の性格を意味している。

ケインズは, 金貨流通を備えた金本位制の確立というファウラー委員会勧告には反対の立場に立つ。ケインズは, むしろプロセスの途中で骨格が明らかになり, 実効性を有すると見られるに至った「新しい制度」の「金為替本位制」の本質的側面こそを高く評価する<sup>28)</sup>。この評価に基づけば, 必要なのは, 「金為替本位制」の側面をできるだけ純化させ, かつ強化することになる。ケインズは, この点から現行制度の不備を点検し今後の立法措置 (新たな条例の制定) を検討せねばならないという問題の所在を示し (§8-¶17-②), 次章以降の論題の設定に向かう。

## 6 「インド金為替本位制」の実態に即した再規定と次章以降の論題の設定 (§ 9)

これまでインドの幣制は、そのうち特に国際的側面に注目して「新しい制度」と称されてきたが、§9で初めて現行のインド幣制が研究者に知られている「金為替本位制」<sup>29)</sup>であると明確に述べられるに至る (§9-¶19-②)。そして改めてその性格が以下の3点(A),(B),(C)により規定される((A),(B),(C)は筆者による。また意味を明確にするために一部表現を調整している) (§9-¶18-③)。

- (A) インド国内の現実の交換手段は、国際通貨(金)から区別された国内通貨(ルピー)である。
- (B) インド政府は、国内で国内通貨(ルピー)を国際通貨(金)そのものと引き換えに回収するよりも、むしろ在外中心地(ロンドン)で国際通貨(金)で支払われる〔ロンドン宛〕為替手形で回収する用意をいつでも整えている。
- (C) インド政府は、〔インド国内で〕①国際通貨(金)と交換に国内通貨(ルピー)を供給し、要求されれば〔在外中心地(ロンドン)を優先しつつインド国内でも〕②国内通貨(ルピー)を国際通貨(金)に交換する責任を自ら負い、かつ①・②の目的それぞれに対応する2種類の準備を保有しなければならない。

特に(B)の特徴からインドの現行の幣制が「金為替本位制」として研究者に知られるようになっていく (§9-¶19-②)。

その上で、(A),(B),(C)のそれぞれの特徴に即し、以下第2章以降が展開されると予告される (§9-¶19)。まず、(B)と関わりインドの幣制が典型的事例といえる「金為替本位制」に関して、第2章「金為替本位制」で一般的な議論として歴史的・理論的な考察が提示される。次に(A)については、第3章「紙幣」と第4章「インドにおける金の現状と金通貨の提案」で議論され、(C)について、第6章「インド大臣の各種準備金と各種現金残高」で議論されることになる(補足すると、公的為替手形事情(B)は第5章「インド省手形と送金」とも関わる。また国内通貨事情(A)と関わりしたがって第4章「インドにおける金の現状と金通貨の提案」とも連動する第3章「紙幣」は、インド幣制のうち特に国内通貨制度に重点を置いた議論として第7章「インドの銀行業」、第8章「インドの割引率」とも密接に関わる)。

ここで問題となるのが、上記(A),(B),(C)のセットと§6での4要素との関係である。ケインズはこの問題について説明を行っていないが、両者の異同と対応は次のようになっていると分析されうるだろう。

用語の異同は複数あるが、そのうち注目されるのが、国内通貨(ルピー)と国際通貨(金)という用語の使用である。これは、ケインズが、国内通貨(ルピー)と国際通貨(金)とを

峻別し、インドの国内通貨から金を除外したことと関わるであろう。その上で、(A)は(1-1)に対応し、(B)は(4)に対応し、(C)は、{(1-2)の変更}・(2-1)・{(3)の変更}と対応するとともに、新たに2種類の準備保有の必要性を明確にしている。そして(2-2)ソヴリン金貨が国内法貨性を有するという要件が捨象されている。

この捨象は、前記の国内通貨からの金の除外と関わり、一面でケインズの理想的目標を示すものであろうが、(2-2)の条例(1899年；表3)も参照)の実現がほんの一部にとどまり進展していないことも関わるであろう。金に条例で法貨性を与えることと、金の国内流通が実現することは全く別の問題である。このことは、どのような幣制の性格も、その法的要素、行政的要素だけでなく、経済法則や当該幣制内部での活動主体の行動様式・慣行などによっても規定されるという側面と関連している。

また、ルピー相場維持の手段として、(C)のインドにおける国内通貨(ルピー)と国際通貨(金)の相互の公的兌換性と並んで、(B)のインド政府が売却するロンドン宛為替手形の利用が挙げられている<sup>30)</sup>。このことは、ルピー相場維持手段としては、国際通貨(金)の現送メカニズムとロンドン宛為替手形の双方の手段が重視されていたことを意味するであろう(ここでも§6と同様にインド宛為替手形、すなわちインド省手形が要件に含まれていないことに留意が必要である)。しかし、このことは、国際通貨(金)をもっぱら金融中心地でイヤマーク<sup>31)</sup>で保有し、その現送を一切行わないというリンゼイとケインズの理想像からすると、「インド金為替本位制」のあるべき規範的規定とは言い難く、むしろ実態規定の性格が強いものと言えるだろう。

以上のように考えると規定のセット(A)・(B)・(C)は、実態を基礎としそこに規範的要素が盛り込まれて再規定されたものと理解できる。すなわち、ここでの再規定は、ケインズによる「インド金為替本位制」の実態理解に基づいたものであり、そこに(2-2)の削除と関連し、国内通貨をもっぱらルピーとして、実効性に乏しいこれ以上の金貨の流通の施策は停止すべきという規範的要素が盛り込まれたものと理解できる。

最初期ケインズは、インド幣制の純粋な理想像から出発し、現実の制度に急激な変更を迫るのではなく、あるべき理想ないし規範を見据えつつもあくまで現状に立って、そこから改革案・合理化案を見出そうとしている。すなわち、この頃のケインズも、彼の後の政策論と共通して、理想からかけ離れた不合理な現状であってもそれを即座に廃止し、理想的制度の即時の実現を強硬に主張するのではなく、実態との妥協部分を残しつつ改革案を提示しようとしている。『インドの通貨と金融』を読み解く上でも、ケインズの理想像と現実的提案の双方を区別し、それぞれに留意する必要があるといえるだろう。こうした最初期ケインズにも見られる政策提言スタンスと、同著の「金為替本位制」一般に関する純粋な思考を用いつつもあくまで「インド金為替本位制」の実態に即した研究という性格は軌を一にしたものである。同著では、理想を見据えつつも実態解明に基づいて「インド金為替本位制」を核とするインド幣制にふさわしい現実的改革案が提示される。

## 7 「インド金為替本位制」を核とするインド幣制と純粹理論的な問題（§3, §10）

§3と最終セクションの§10では、インド幣制そのものとインド幣制論議に関わる純粹理論的な問題が考察されている。それぞれについて見ていくこととする。

### （1）インドの銀本位制継続論（造幣局閉鎖反対論）と純粹理論的な問題（§3）

§3では、インドが銀の金価値下落問題に直面する中で登場してきた「減価する通貨は一国の外国貿易に有利である」という命題をめぐる議論が考察される。この命題は、1893年当時強硬に主張されたものであり、銀の自由鑄造の停止と金本位制の導入は、インドの輸出産業（穀物、綿糸、綿布）に損害を与えるからインドは銀本位制にとどまるべきとの主張の論拠となっていた。これに対し、輸出業者の利益は社会の他の部分の犠牲により成り立ち、また一時的に過ぎないという当時の理論家たちの見解を紹介し、ケインズは当時の理論家たちへの支持を表明する（§2-¶3および§3-¶4）。

特に、為替の騰貴による輸出産業への打撃は一時的に過ぎないという当時の理論家の立場はブランエート（James Bennett Brunyate; 1871～1951、インド高等文官、インド総督府立法評議会委員、インド政府財政金融部長、本国インド評議会委員を歴任）による証言（1910年；インド総督府立法評議会）<sup>32)</sup>が裏付けているとケインズは長い引用文を示し、この立場を支持している（§3-¶6）。ブランエートの議論の骨子は次のようなものである。銀価格の持続的な低落を受けて、1893年に銀本位を停止させ、ルピー相場を切り上げつつ金本位制に向かっていたインドでは、当初壊滅すると予想されていた茶の輸出額を、造幣局閉鎖の前年（1892年）の1億5000万ポンドから1909年までにその額を2倍強にしていた。また綿産業では、1893年から1894年に一旦輸出額が低下したものの、その後回復を続け、1905～1906年にはその輸出額が2億9800万ポンドに達していた（1891～1892年では、1億6100万ポンド）。最初期ケインズは、ブランエートの証言を、為替レートの上昇が永続的でなく一次的であれば、貿易への悪影響も持続せず一時的になるということを示す決定的な証拠と捉えている（§3-¶6-脚注）。

第一次世界大戦後のケインズは、貨幣的攪乱の長期的効果が中立的であってもその短期的な弊害を重視し、例えば、第一次世界大戦後のイギリスの旧平価での金本位復帰論争に際しては、金本位制そのものの放棄をファースト・ベストとしつつ、これが無理なら新平価での金本位復帰をセカンド・ベストとして考えていた（『貨幣改革論』（1923年））。それは、ポンド為替レートの上昇と国内の諸価格の下落が、一時的効果であるとはいえ、国内産業と雇用に痛打するからであった。しかし、『インドの通貨と金融』では、当時生じていた諸価格の上昇の弊害を指摘する一方、1893年以降の経過における過去の諸価格の下落への評価は避けられ（§3-¶5）、またインドが銀本位制を停止させ、金本位制へ誘導させていく際の目標為替レートの設定とそこへの実際の経過に関する問題には立ち入っていない<sup>33)</sup>。これらの後の純粹理論と政策論の体系化に関わる大きな問題は、純粹理論とその現実への適用に関し

て当時のケインズが到達しつつあった研究水準からみても、記述や考察が不足していると言えるであろう<sup>34)</sup>。

(2) 「インドの金為替本位制」にも当てはまる金本位制一般の2つの性質 (§ 10)

第1章末尾の § 10 では「インドの制度は特別のものではない」として、「インド金為替本位制」にも当てはまる金本位制一般の2つの性質が示される (§ 20, § 21)。

まず金本位制一般の第1の性質は、金本位制一般における諸価格の水準の決定と関連する (§ 20)。

ルピーの金平価 (Rs.1  $\leftrightarrow$  1s.4d.) は金のルピー価値を決定するが、インドのルピー建の諸価格の水準は、この金平価を通じて、金と諸財との相対価格によって決定される。すなわち、金為替本位制でも金平価が存在し、金平価を通じて、金と各財との相対価格の関係から各財のルピー建の諸価格 (すなわち、諸価格の水準) が決定されるという図式で理解できるであろう。その上で、例えばある国で金の節約が進めば、その効果が世界市場の規模で希釈されつつ、金の他の財に対する相対価格がわずかだけ低下し、世界的な諸価格の水準をわずかに上昇させることになり、この世界的な諸価格の水準の上昇に応じたわずかな諸価格の上昇が当該国で生じる。これと同様のメカニズムにより、ある国で金の利用が拡大すれば、世界的な諸価格の水準をいくらか下落させることになり、当該国でいくらかの諸価格の下落が生じる。例えば、インドの金通貨の流通を増やすなど金を多く使用する政策は、世界市場での金の需要を増加させるとはいえ、その影響は全世界的規模で希釈されるから、世界的な諸価格の水準を (したがってインドの諸価格の水準も) いくらかだけ低下させるであろう。しかし、インドとインド以外の諸商品の相対価格は、全く影響を受けない。

以上が意味するのは、インドへの金通貨の導入は、世界的にしたがって、インドにも幾分かの諸価格の水準の下落を生じさせ、金平価 (金の名目価格) が維持される限り、諸商品の相対価格は、影響を受けないということである (なおインドの金通貨導入と諸価格の下落の関係は定量的な分析による評価が必要であるが、ケインズは定量的分析を提示するに至っていない。将来の予想も含む定量的な分析は極めて困難であったであろう)。さらに金通貨導入問題にはインド幣制運用に伴う経済性に関する論点がある。すなわち、ケインズのインド金通貨導入停止論は、幣制運用に伴うインド財政の負担を軽減させその軽減分をインドの経済発展に向けるというビジョンにも支えられている。

次に金本位制一般の第2の性質は、流通通貨量の決定に関するものである (§ 21)。

ルピーの金平価 (Rs.1  $\leftrightarrow$  1s.4d) は、規制によって人為的に決定されている。しかし、ルピーの金価値が金平価で決まっている限り、国内の流通通貨量が政府の政策や官僚の恣意に依存する余地は微塵もなく<sup>35)</sup>、流通通貨量の決定は完全に自動的なものとなる。このメカニズムの説明では、ソヴリンの払い込みに対するルピーの払い出しという政府の兌換操作のみが考慮されている。

また、政府が裁量権を行使できるものとして、①政府が保有する準備金の量と②ロンドンで払い込まれるソヴリンに対してはルピーの供給（ルピーのインドでの払い出し）を拒否し、あくまでソヴリンのインドへの送金を求めることに固執すれば、ルピーのインド国内での供給を短期間延期することができること、あるいはソヴリンのロンドンでの払い込みを推奨して国内でのルピーの払い出しを早めることが、注目されている。①は、あくまで準備金の量に関するものであり、政府は流通通貨量に影響を与えることはできない。また②は、流通通貨量が増えるタイミングを遅らせる、あるいは早めるに過ぎず永続的效果をもたない。

このように流通通貨量の裁量的な決定の余地については、第1章「ルピーの現状」-§10での議論は極めて否定的である。ここでの流通通貨量の純粋理論的な議論は次のような性格を持っている。①金本位制ないし金為替本位制の枠組みで金平価が維持されているという前提が置かれている、②通貨量はルピーの現金（ルピー鑄貨、ルピー紙幣）からなると考えられている（当座貸越による預金通貨などについて考えられていない）、③流通通貨量の需要に応じて流通通貨量の供給が決定される（政策的裁量によって増やす、かつ減らすことはできない）、④流通貨幣量を増やす裁量を重視し、減らす裁量を考慮していない（1893年のインド造幣局の閉鎖は、ルピーの金平価の設定のみならず、ルピーの新規発行の制限を伴っており、その時のルピーの新規発行の制限はインド政府の裁量によるものであった。こうした問題が考慮されていない）、⑤ソヴリンとの兌換がルピーの追加的供給の唯一の源泉と考えられている（政府国庫によるルピーの貸出とその貸出金利の操作が考慮されていない）などの性格を持つ。

なお、流通通貨量の裁量的操作について、第5章「インド省手形と送金」の§8で、少し拡張される。そこでは一般的にインドの流通通貨量がインド省手形の供給量によって気まぐれに決まるものでない（第5章-§8-¶14）と、よく見られた誤解が否定される。この通貨供給論の少しの拡張は流通通貨量の裁量余地の否定を強める議論である<sup>36)</sup>。

以上は、おもに第1章-§10での流通貨幣量の決定に関する議論の整理である。流通貨幣量の問題は、第1章だけでなく、後の第3章「紙幣」、第7章「インドの銀行業」、第8章「インドの割引率」とも関わる論点である。特に第7章「インドの銀行業」では、インドの金融システムの概観が提示される。外国為替銀行も含むインド国内の銀行業の行動を考慮すれば、流通通貨（現金）の信用手段との関連が当然問題とされるはずであるが、第1章では、銀行行動と信用手段を考慮したメカニズムに言及すらされず、通貨供給に関しては政府の裁量の余地が微塵もないと断定的で強い命題が提示されている。

しかも『インドの通貨と金融』以前には、フィッシャーの『貨幣の購買力』（1911年）への書評論文で、マーシャルの「王立金銀委員会」（1886～1888年）、「インド通貨委員会（ファウラー委員会）」（1898～1899年）での証言等に言及しつつ、ケインズは、金の流入と諸価格の変動の関係を、銀行システムによる貸出の増減と関連づけながら議論し、フィッシャーが調整メカニズムにおける銀行行動の介在を考慮していないと批判している（Keynes

1911: 394-396; CW.11: 376-378). 『インドの通貨と金融』の執筆当時、ケインズは通貨量の決定には銀行行動と信用とが関わることを明らかに把握していたはずである。

これら2点(『インドの通貨と金融』のテキスト内部での体系的性、『インドの通貨と金融』以外のテキストに見られる純粋理論研究の進展状況)からみて、当時のケインズが到達していた純粋理論研究の水準の点で、『インドの通貨と金融』における流通通貨量ないし通貨量の決定問題の議論は十分な網羅性と体系的性を欠いている。この意味において、『インドの通貨と金融』での流通通貨量ないし通貨量の決定理論には発展・彫琢の余地と潜在的可能性が十分に存在していたと言える。

#### IV 小括

以上の『インドの通貨と金融』第1章の分析から得られた諸結果とそれらから引き出される含意をまとめておきたい。

同著第1章の骨子は、とくに1893年以降の展開における、インド幣制の中核であるインド金為替本位制の成立経過の説明である。即ち、同著当該章では、1870年以降の国際複本位制解体と国際金本位制の確立が一体となって進行する経過の中で、金本位制か複本位制かという選択に際し、後者の途が絶たれて金貨流通を伴う金本位制の確立が必然的に最終目標となり、1893年の銀の自由鑄造に対する造幣局の閉鎖以降、金貨流通を伴う金本位制へ向けての人為的な諸施策の積み重ねの中で、「新しい制度」としての「インド金為替本位制」という特徴を持つ幣制が登場してきたという道筋が示されている。

以上のテキストの分析では、§1・§2→§5→§7・§8の3層構造で段階的に解像度を高めつつ1893年から直近までの経過が述べられ、また、§4→§6→§9の3層構造で、本質的特徴→条例等に基づく制度的規定→実態的規定の順序で、インド幣制の中核である「インド金為替本位制」の性格が提示されていることが判明した。このように『インドの通貨と金融』第1章の幣制論(形成過程論、本質規定および実態規定論)<sup>37)</sup>は、一種のトートロジーを積み重ねる手法によって十分な慎重さと丁寧さでもって書かれているという特徴を持つ。

他方、§3、§10での幣制論と関わる純粋理論的な議論(各種変数の決定ないし変動とその政策論的応用)は、「インド金為替本位制」という特殊な領域に限定されていたとはいえ、網羅的・体系的とは言い難く、『インドの通貨と金融』以後に、ケインズの純粋理論研究とその取りまとめが進展していく余地と可能性を多分に含むものでもあった。

幣制論の慎重で丁寧な展開は、インド省のライオネル・エイブラハムズ(Lionel Abrahams; 1869～1919、インド省官僚で財政金融担当官・インド省次官補を務める)との協力関係のもとで、『インドの通貨と金融』を執筆していた最初期ケインズが、いずれ「インドの金融と通貨に関する王立委員会」として設置される委員会での自らの活動を予期し、このことを非常に意識していたことの結果でもあるだろう。また、幣制論に比べて、変数決

定問題に関わる純粋理論的議論の十分であると言い難い側面は、最初期ケインズの純粋理論的研究の進展の状況とも無縁でないだろう。しかし、当時のケインズが、純粋理論よりも幣制論の研究を重視したのは、彼が当面の研究フィールドとして選んだインド幣制をめぐる諸議論の争点がある特定の幣制を前提とする変数の決定論とその政策論的応用という純粋理論的な性格でなく、幣制そのものをどのように選択するかという最も基礎的な問題の下で、インド金為替本位制をどのように理解し、位置づけ、評価するかに集中していたからであろう。こうした性格をもつ諸問題に対し、最初期ケインズは、純粋理論ではなく幣制論に特化しながら応じた。

続く第2章以降で、最初期ケインズは、インド金為替本位制のメカニズムにさらに詳しい説明を与え、それを幣制移行における過渡的な制度としてではなく「将来の理想的な通貨の本質的な要素—国際通貨、ないし価値の本位との等価性が人為的に維持される安価な国内通貨の使用—を含む」(第2章「金為替本位制」§19-¶31)制度として位置付ける。特に「安定性と経済性」を幣制の最も基礎的な評価基準として設定し、これによって「インド金為替本位制」を正当化するとともに種々の合理化案と改革案を提示する。そこには、当時の歴史的段階に即せば、金為替本位制が科学的に見ても最先端の制度であるとの確信がある。

(大阪公立大学大学院現代システム科学研究科)

#### 注

- 1) 本稿に先立ち、ケインズ学会第12回全国大会(2022年11月27日)、近代経済学史研究会(第86回、ケインズ学会関西部会との共催;2023年12月23日)において『インドの通貨と金融』の全編に関して報告を行い質疑とコメントを受けた。関係各位にはここに記して感謝する。
- 2) 以下原則として、『ケインズ全集』からの引用箇所を(CW.巻数:ページ数)で指定する。また原則として、『インドの通貨と金融』「第1章 ルピーの現状」の箇所を(§セクション番号—第1章通しの段落番号)で指定し、これに加え丸囲み数字で段落内のセンテンス番号を記す場合がある。第1章以外の箇所は「§セクション番号」の前に該当の章を明記する。
- 3) 幣制論と言っても理念上は、一般幣制論および、特定の時代と国や地域を対象とする特殊幣制論の2つのタイプがあり得よう。この点で『インドの通貨と金融』はあくまでインドの制度を対象とする特殊幣制論である。同著では、一般幣制論は、それ自体で示されるのではなく、特殊幣制論の中で示されている。こうしたスタイルは、同著に対しFoxwell(1913)が指摘する方法とも関わるであろう。
- 4) 最初の著作である『インドの通貨と金融』から、ケインズは生涯にわたり世界的な観点から理想的幣制について提案を続けた。ケインズの貨幣学説において幣制論は純粋理論と同等の重みがあると言える。しかし彼の幣制論の研究は純粋理論の研究に比べ軽視されてきた。
- 5) したがって、以下では純粋理論的な要素にも注意が払われるであろう。ただし、「青年期ケインズ」は純粋理論の研究を『インドの通貨と金融』とは別に、「インドにおける最近の経済的な出来事」(Keynes, 1909)も含む別の論文等において公表しているという事実にも留意する必要がある。「インドにおける最近の経済的な出来事」では、造幣局閉鎖以降のインド経済に通貨量と諸価格の関係について、貨幣数量説を適用する分析が提示されている(Keynes, 1909: 56-57)。『インドの通貨と金融』では、割引率の変動が扱われているがその理論的根拠は明確でなく、貨幣—諸価格関係の貨幣数量説的分析はほとんど見られ



- ない。なお「青年期ケインズ」の用語について本第1節・第2項の最後の段落で述べ、この用語に代えて本稿では「最初期ケインズ」との用語を採用することを説明する。
- 6) この時期の幣制面での動向はこの時期の自由貿易網の拡大とも連動するであろう。こうした事象と関連し19世紀後半から第一次世界大戦開戦までの世界経済は「第1のグローバル経済」と呼ばれることがある（小野塚 2018: 410）。19世紀末から第一次世界大戦までの欧米を中心とした資本主義システムの展開については、さしあたり藤瀬（2012）を参照。学説面では、「第1のグローバル経済」の時期は複本位論争と並んで関税論争・自由貿易論争が非常に盛んに行われていた時代として特徴づけられる。
  - 7) 共通の歴史的コンテクストから、共通の問題に対する諸学説が形成され、それらが一体となって知識的枠組が成立する。ケインズにしてもこれらの知識的枠組を前提とした対話を進めることを意識して、著述を進めたと考えて良いであろう。Stark（1958）は、社会思想史の研究であるが、その方法論は、こうした学術的知識形成一般のあり方の重要な性格を明らかにしている。
  - 8) 『インドの通貨と金融』は、インドに金貨鑄造所開設と金貨流通を進めようとした「ファウラー委員会」の勧告に反対の立場をとるが、G.F.S.（1913）はファウラー委員会の勧告の立場に沿って同著に対し疑問を提起している。Epstein（1913）は形ばかりの書評であり、Patterson（1914）は、フランス、ロシアは国内の金準備そのものを増強する動きを呈し、世界的にみて金為替本位制が純粋な形で拡大していない事実を指摘する。
  - 9) Dosteler（2007）は伝記研究ではなく細かな背景事情を示さないが、テーマ別で編年的にケインズの思想を論じている。同著は「金」についての章を設け、『インドの通貨と金融』における金を幣制の基礎とすることへの疑念の兆しに注目する（Dosteler 2007: 208）ものの、他方でこの時期のケインズにおける幣制の基礎としての金の重視とその後の彼の幣制論での金の役割に関する考察は手薄と言えるだろう。
  - 10) フォックスウェルは、『インドの通貨と金融』にみられる方法は、Nicholson（1913）の方法論批判からみて新鮮なものと評価している（Foxwell 1913: 571）。
  - 11) 『インドの通貨と金融』における通貨供給は自動的（automatic）であり政策当局が裁量的に操作しうる変数とみなされていない。同著で議論される通貨供給の非弾力性とは、通貨需要に反応しての通貨供給の非弾力性を意味し、より正確には通貨需要の拡大に対する通貨供給の非弾力性である（通貨需要縮小局面では、需要縮小に応じた通貨供給の縮小が弾力的に満たされるとの想定がある）。『インドの通貨と金融』における通貨供給の問題は、以下 III- 7-（2）でも議論している。
  - 12) また第4章では次の記述もある。「金本位制はいまや、世界のすべての地域における方式となっているが、しかし金通貨は例外的である」（『インドの通貨と金融』第4章— §3— ¶18）。田中金司は、金本位制に関して、①金貨本位制（①-1：純粋金流通本位制，①-2：混合金流通本位制），②金地金本位制，③金為替本位制，と分類している（田中 1951：10-17）。田中（1951）のように厳格な分類を示さないが、ケインズは金為替本位制を金本位制に含めて議論をしている。また、『インドの通貨と金融』第4章では、通貨需要が年々広範に変動する国での安定性を維持する2つの方法は、①通貨をほとんど全部金とする方法（≒純粋金流通本位制），②十分な準備を政府の手に集中する方法（≒混合金流通本位制，金地金本位制ないし金為替本位制）のいずれかであると述べられている（『インドの通貨と金融』第4章— §18— ¶59）。これらのことから、最初期ケインズは、金本位制に関するより包括的な分類概念を獲得していたと考えられる。
  - 13) ケインズはインドの幣制を純粋な「金為替本位制」の概念に単純に当てはめるのではなく、あくまでインドの金為替本位制に即して議論しており、その議論を「インド金為替本位制」論と理解するのが適切である。なお、「金為替本位制」の用語の利用とインドが「金為替本位制」になっているとの明確な認識は、インド政府財政金融担当官ジェームス・メストンによる1910年の予算審議での陳述に示されており、これをケインズは「インド通貨問題の最近の進展」・『インドの通貨と金融』の双方で引用している（CW15:

- 68; 『インドの通貨と金融』第4章— §2). メストンの陳述より古いインドが金為替本位制であるとの認識は、例えばアメリカ人ジャーナリストで貨幣の専門家コナントによる Conant (1909) で展開されている。ただし「金為替本位制」という用語の起源については謎が多い。
- 14) 本国費の説明は、『インドの通貨と金融』第5章「インド省手形と送金」(『インドの通貨と金融』第5章— §2— ¶2) で与えられている。そこでのケインズの記述でインド植民地支配の過酷さは十分に理解できない。富の流出論、植民地支配責任論に沿っての歴史説明は、日本の英領インド史研究の伝統的な観点といえるが、この点からの本国費については、吉岡 (1975: 172-174) の記述が参考になる。
- 15) インド政府は、金銀複本位制度を採用して金銀比価を安定せしめ、これによってルピーの対外価値の安定をはかるうとして、金銀複本位制度を求める交渉を本国政府とおこなったが、これも本国政府の拒否するところとなり、1893年にこの交渉は決裂した (則武 1978: 11)。19世紀後半から議論が重ねられてきたインド幣制改革は、植民地インド政府が主導的に原案を構築し、それに対する本国政府の承認を求める形で進められてきていると見てよいだろう。1870年代の銀の金価値下落期以降のインド幣制改革問題をめぐる植民地インド政府の本国政府に対する主導性は Barbour (1912) により知ることができる。
- 16) §3は、影響力を失った銀本位制停止反対論が吟味される。この議論は、幣制論そのものでなく純理論的な内容であるので、最後に示すこととする。また、§3をスキップすると次に§4となるが、1893年をターニングポイントとする§2は、§5との繋がりが強く、また§4は、§6との繋がりが強いので、まず§5の分析を示す。
- 17) インド政府自身が問題としていたのは本位の選択である。したがってここで「通貨の基礎」が意味するのは主要通貨の材質ではなく本位である。
- 18) 『インドの通貨と金融』は、明確にしてないが、事態は、インド政府の意思決定→本国への要求→本国での委員会設置→勧告→インド大臣の承認→条例制定も含めたインド政府の諸施策という順序で進行していたと言えるであろう。インド政府の意思決定の経過は Barbour (1912: 207-236) が参考になる。
- 19) インド造幣局閉鎖 (インドでの銀の自由鑄造停止措置) 前からのインド幣制改革の経過は、井上 (1995) が詳しく議論している。ただし、井上 (1995) は、イギリス本国が本国の利害関係を反映しつつ「19世紀末のインド幣制改革を推進・主導した」と整理するが、ここでの Barbour のインド政府が本国に対し積極的に働きかけるなど主導したことを示す証言と一致しておらず疑問がある。インド植民地問題を考える一般的な構図は、①インド植民地での一般的利害関係および論争関係、②インド政府内部の諸見解、③本国イギリスでの一般的利害関係および論争関係、④本国政府内部の諸見解に分けて検討する必要があるといえるが、特に②、④に関して、仮にインド政府およびインド省の内部見解が確立したとしても、これら2つの統治機構の足並みが、一致するとは限らない。両者の不一致が、インド幣制の合理化を遅らせる結果につながったのではないかとの問題も生じうるであろう。井上 (1995) の分析は、こうした観点を持ち合わせていないように見受けられる。英領インドを巡る政策問題は、基本的には、インド政府は本国政府 (本国インド省) の意思を忠実に体现するとは限らず、時に両者は対立することもあったので、両者は一体ではなく、独立した主体と考えることが必要であろう。インド政府を統括するインド総督と本国インド省を統括するインド大臣の両者の関係については浜渦 (1999) を参照。また、Banerji (2000) による研究も①、②、③、④の構図で考えることができるのではないだろうか。
- 20) 「リカードの健全にして節約的な通貨の提案は、金を現実の流通外に置く原理に基礎を置いていた」(『インドの通貨と金融』第4章— §3— ¶20) また「インド通貨問題の最近の進展」では「金為替本位制は、地金論争の時代にリカードが提案した通貨に類似している」と直接的に述べている (CW.15: 70)。
- 21) 『全集』版『インドの通貨と金融』では初版の (1), (2), (3), (4) が (a), (b), (c), (d) に置き換えられている。
- 22) 原文では、coined rupee, note との表記が一部で見られるものの、ほとんどは単に rupee と表記されて

- いる。しかし、rupee を『全集』版邦訳書のように「ルピー銀貨」と限定してしまうと誤読の恐れがある。rupee に対しては、計算単位を指す場合もあるが、とくに通貨そのものに関して、ルピー鑄貨のみ、あるいはルピー鑄貨・ルピー紙幣の双方のいずれを意味するのかに注意する必要がある。
- 23) 原文では単に「兌換性」とされているが、問題とされているのは「金兌換性」である。
- 24) (2)ではイギリスのソヴリン金貨の兌換性のみが示され、金地金の兌換性については触れられていないが、金地金の兌換性も公示されていた。1893年6月26日の公示は、第1は金貨および金地金への兌換に関する公示、第2はソヴリン金貨、半ソヴリン金貨の国庫での収納、第3は金地金、ソヴリン金貨、半ソヴリン金貨に対し紙幣 (currency note) が発行されること (レートはいずれも Rs.15  $\leftrightarrow$  £1 / Rs.1  $\leftrightarrow$  1s.4d. / Rs.1  $\leftrightarrow$  純金 7.53344 グレーン・トロイ) の3つから成っていた (Shirras [1919]1920: 143-144)。なお、インド政府が金を受け入れる動機として、①対外支払 (海外への金の現送) を目的とした兌換に応じる準備確保のため、②国内流通のため、③インドでの金貨鑄造のため、④恐慌時対応も含めたインドで保有する準備金の適正水準の維持のため、という4つが考えられるが、①、③および④の場合はソヴリンである必要はなく金地金で満たされるであろう。
- 25) 王立経済学会講演原稿「インド通貨問題の最近の進展」では、(1)の国内通貨ルピーに関する要素が存在しない (CW.15: 71)。この(1)は、『インドの通貨と金融』で追加されたものである。ケインズは、インド幣制を考える上で、国内通貨の大半が銀鑄貨ルピーで構成されていることを重視していること、また、すでにII節で述べたように、前者の講演原稿から『インドの通貨と金融』への発展過程で、国際的側面に力点が置かれたインド金為替本位制論にインド国内幣制論が有機的に結合されたことと関わると考えられる。
- 26) インド政府が発行するロンドン宛為替手形をケインズは、sterling draft や the government's sterling draft (『インドの通貨と金融』第6章- §23)とも呼んでいる。これは Reverse draft とも呼ばれ、これが「逆インド省手形」と訳されることがある。この為替手形の固定レート (Rs.1  $\leftrightarrow$  1s.{3+(7/8)}d.)での発行は、在インド為替銀行の要請により1908年3月26日から開始されている (植村 1986: 110-113; 『インドの通貨と金融』§7の年表。ただし植村 (1986)の固定レート (Rs.1  $\leftrightarrow$  1s.{3+(7/8)}d.)は、『インドの通貨と金融』のレートを1ルピーあたり (1/32)d.だけ下回る)。
- 27) 1908年の苛烈な恐慌の期間にルピー相場が大きく下落した際に十分な効果を発揮したとされている (『インドの通貨と金融』第5章「インド省手形と送金」§11, §12)。また植村 (1986)も参照。
- 28) 高く評価するというのは、「制度の経済性と安定性の両立」という『インドの通貨と金融』全体を支えている最初期ケインズの幣制評価基準によるが、それだけでなく、当時のヨーロッパ (フランス、オーストリア=ハンガリー、ロシア、イタリア、スウェーデン、オランダ)における金が主要交換手段となっていない幣制 (『インドの通貨と金融』第2章 §5) からみても不自然でなく、今後は世界の主流として採用されていくであろうという最初期ケインズの世界的な通貨システムに関する見通しにも関わるであろう。
- 29) Conant (1909)を参照して、Fisher (1911) (『貨幣の購買力』)は、金為替本位制を取り上げている (Fisher 1911: 131-132, 138-140)。最初期ケインズは、『インドの通貨と金融』に先立って、『貨幣の購買力』への書評論文で、「貨幣改革の進歩に絶大な貢献を果たし」うるものとしてフィッシャーの「慎重な検討がなされるべき」「金為替本位と計表本位とを組み合わせた国際通貨に対する賞賛に値する提案」に注目していた (Keynes 1911: 398)。さらに書評論文に先立ち、ケインズは、フィッシャー宛の私信 (1911年7月14日)で「金為替本位制と計表本位制の組み合わせ」の現実性を確認した上で、「さらに言えば、金自体が悪い振る舞いをする可能性がないわけではなく、今後25年以内に、世界が金の唯一の価値基準としての使用を断念せざるを得ない状況に追い込まれることがないとは断言できません。それゆえ、まだ冷静に議論できるうちに、可能性のある代替案を議論しておくことが重要です。また、既存の基準が全ての国をおしなべて明白な災難に巻き込み始めるまで、全ての文明国の側で組織的な通貨政策を検討しないまま

- に放置してはならないでしょう。」(Barber 1997: 10-11) と、将来的にみて金本位制システムには機能不全の懸念があること表明し、国際的な通貨政策の枠組みの必要性を遠回しに表明している。
- 30) これらの規定と先述の4要素には、インド大臣によるインド省手形は含まれないが、これは第1章「ルピーの現状」がインド政府に限定しての通貨施策に即して著述され、インド政府の権限でなく本国インド省の権限にあるインド省手形が除外されたからであろう。ケインズは、「インド省手形制度は、金為替本位制維持のための機構全般のうちきわめて重要な一部」であるとインド省手形を重視している(『インドの通貨と金融』第5章「インド省手形と送金」§6 - ¶10)。
- 31) イヤマークについては、『インドの通貨と金融』第1章の年表(§7)で登場するが、具体的な説明は、第3章「紙幣」(§11 - ¶18)で与えられている。
- 32) ブランエートにはインドの「管区銀行制度」に関する著書 Brunyate (1900) がある。これは『インドの通貨と金融』が取り上げた数少ない先行研究の一つである。
- 33) 実際のところ、ルピーの金平価 (Rs.1  $\leftrightarrow$  1s.4d.) 設定に加えてルピー供給の制限措置も含む手段が使われ、ルピー相場が目標の Rs.1  $\leftrightarrow$  1s.4d. を達成するまでにインド造幣局閉鎖から5年程度を要したとされている (Barbour 1913: 204-209)。
- 34) 最初期ケインズの貨幣学説における純粋理論での到達点は、Fisher (1911) への書評 (Keynes, 1911b) などに含まれている。なお、『インドの通貨と金融』公刊後の「銀行家は循環的に発生する恐慌および不況にどれほどの責任を負っているか?」との講演 (1913年12月3日; ロンドン, ポリティカル・エコノミー・クラブ; CW.13: 2-14) も最初期ケインズの純粋理論での関心と到達点をよく示している。
- 35) 『全集』版邦訳書の (§10-¶20-①) の箇所は誤訳である。すなわち原文は、it is not true, when once 1s.4d. rather than some other gold value has been determined, that the volume of currency in circulation depends in the least upon the policy of the Government or the caprice of an official. となっている。通例、'in the least' は否定文で用いられるが、この点で原文は破格である。すなわち原文は、否定文すなわち volume of currency in circulation 'does not' depend in the least upon the policy of the Government……でなく、あくまで肯定文である。原文のこの箇所を訳すと、「[ルピーの金価値が] ほかでもなく 1s.4d. にひとたび決定されているなら、流通通貨量が政府の政策あるいは公的な気まぐれに少しは依存するというのは真理ではない」となる。すなわち、政府の政策が流通通貨量を決定づける余地は微塵もない、というのが正しい意味である。
- 36) この誤りは『インドの通貨と金融』に関する現代的な諸研究にもよく見られるが、古くは、フォックスウェルがケインズによるこの批判に注目している (Foxwell 1913: 568)。
- 37) ただし、条例、公示、行政措置ベースの規定 (§6)、実態規定 (§9) が積極的になされ、純粋な本質的規定は、リカードとリンゼイの名前に言及するにとどまり積極的でない (§4)。これは、『インドの通貨と金融』が、理想論を強硬に打ち出して改革の妨げにもなりうる論争を引き起こすのではなく、あくまで現実(実態)を出発点として、理想に向けた可能な限りでの改革を志向しているからであろう。

## 文 献

- 井上巽, 1995, 『金融と帝国—イギリス帝国経済史』名古屋大学出版会。
- 岩本武和, 1992, 「ケインズとインド」『静岡大学法経研究』41(3): 293-348。
- 岩本武和, 1999, 『ケインズと世界経済』岩波書店。
- 小野塚知二, 2018, 『経済史—今を知り、未来を生きるために』有斐閣。
- 植村高久, 1986, 「1907-08年通貨危機とインド金為替本位制」佐美光彦・杉浦克己『国際金融—基軸と周辺』社会評論社, 81-131。

- 則武保夫, 1978, 「インドの通貨と金融」則武保夫・浅野栄一・早坂忠・白井孝昌・美濃口武雄『ケインズ—著作と思想』有斐閣, 2-14.
- 高島佐一郎, 1915, 『貨幣及物価の原理』東京實文館.
- 田中金司, 1951, 『金本位制の回顧と展望：国際金融理論の動向と国際通貨基金』千倉書房.
- 玉井龍象, 1999, 『ケインズ政策の史的展開』東洋経済新報社.
- 浜渦哲雄, 1999, 『大英帝国インド総督列伝—イギリスはいかにインドを統治したか』中央公論社.
- 早坂忠, 1983, 「ケインズと日本の経済学」『別冊経済セミナー—ケインズ生誕 100 年』日本評論社, 137-144.
- 早坂忠編, 1993, 『ケインズとの出遭い—ケインズ経済学導入史』日本経済評論社.
- 藤瀬浩司, 2012, 『20 世紀資本主義の歴史 I—出現』名古屋大学出版会.
- 吉岡昭彦, 1975, 『インドとイギリス』岩波書店.
- Ambirajan, S., 1984, *Political Economy and Monetary Management India: 1766-1914*, Madras: Affiliated East-West Press.
- Barber, W., 1997, "Editorial Introduction with Selected Documents," to *the Works of Irving Fisher, Vol.4*, in (Fisher, 1997: 1-14) .
- Barbour, D., 1885, *The Theory of Bimetallism and the Effects of the Partial Demonetisation of Silver on England and India*, London: Cassell & Company.
- Barbour, D., 1912, *The Standard of Value*, London: Macmillan.
- Benerji, A., 2000, "London's Rejection of Lytton's 1878 Gold Standard Proposal: Revealed for the First Time, and Examined," *Economic and Political Weekly*, 35(7): 551-565.
- Betancourt, R.G., 2013, "John Maynard Keynes's Indian Currency and Finance," *History of Economics Review*, 58(1): 83-95.
- Betancourt, R.G. and R. W. Dimand, 2023, "The Ideal Currency of the Future: Alexander Martin Lidsay, John Maynard Keynes and Edwin Walter Kemmerer on Indian Gold Exchange Standard," *Revue d'Histoire de la Pensée Economique*, 16: 273-297.
- Brunyate, J. B., 1900, *An Account of the Presidency Banks*, Calcutta: Office of the Superintendent of Government.
- Carabelli, A. M. and M. A. Cedrini, 2010, "Indian Currency and beyond: the legacy of the early economics of Keynes in the times of Bretton Woods II," *Journal of Post Keynesian Economics*, 33(2): 255-279.
- Cesarano, F., 2015, "Indian Currency and Finance: John Maynard Keynes's Prismatic View of the International Monetary System," *History of Political Economy*, 47(2): 241-269.
- Chandavarkar, A., 1989, *Keynes and India: A Study in Economics and Biography*, Basingstoke, Hampshire: Macmillan.
- Conant, C. A., 1909, "The Gold Exchange Standard in the Light of Experience," *Economic Journal*, 19(74): 190-200.
- Coyajee, J. C., 1930, *The Indian Currency System 1835-1926*, Madras: Thompson & Co.
- Cristiano, C., 2014, *The Political and Economic Thought of the Young Keynes: Liberalism, Markets and Empire*, New York: Routledge.
- Dadachanji, B. E., [1927] 1931, *History of Indian Currency and Exchange*, Second Revised and Enlarged ed., Bombay: D. B. Taraprebala Sons & Co.
- Dimand, R. W., 1991, "A Prodigy of Constructive Work: J. M. Keynes on Indian Currency and Finance," W. J. Barber ed., *Themes in Keynesian Criticism and Supplementary Modern Topics: Selected Papers from the*

- History of Economics Conference 1989*, Aldershot: Edward Elgar, 29-35.
- Dostaler, G., 2007, *Keynes and his Battles*, Cheltenham: Edward Elgar. (鍋島直樹・小峯敦監訳, 2008, 『ケインズの闘い—哲学・政治・経済学・芸術』藤原書店.)
- Epstein, M., 1913, "Indian Currency and Finance by John Maynard Keynes," *Weltwirtschaftliches Archiv*, 2.Bd.: 526-527.
- Fisher, I., 1911, *The Purchasing Power of Money: Its Determination and Relation to Credit Interest and Crisis*, New York: Macmillan. Reprinted in: (Fisher, 1997: 15-559) .
- Fisher, I., 1997, *The Works of Irving Fisher, Vol.4*, W. Barber ed. , London: Pickering & Co.
- Foxwell, H. S., 1913, "Review of, Indian Currency and Finance. By John Maynard Keynes," *Economic Journal*, 23(92): 561-572.
- G. F. S., 1913, "Review of, *Indian Currency and Finance* by J.M.Keynes," *Journal of the Royal Statistical Society*, 76(8): 821-824.
- Harrod, R. F., 1951, *The Life of John Maynard Keynes*, London: Macmillan (塩野谷九十九訳, 1967, 『ケインズ伝(改訳版)上』東洋経済新報社. 塩野谷九十九訳, 1967, 『ケインズ伝(改訳版)下』東洋経済新報社.)
- Jevons, H. S., 1922a, *Money, Banking and Exchange in India*, Simla: Superintendent, Government Central Press.
- Jevons, H. S., 1922b, *The Future of Exchange and the Indian Currency*, London: Oxford University Press.
- Johnson, E. S. and H. G. Johnson, 1978, *The Shadow of Keynes: Understanding Keynes, Cambridge and Keynesian Economics*, Oxford: Basil Blackwell, 1978. (中内恒夫訳, 1982, 『ケインズの影—ケンブリッジの世界と経済学』日本経済新聞社.)
- Johnson, H. G., 1972a, "The Early Economics of Keynes," *Osaka Economic Papers*, 20(2): 9-22. Reprinted in: (Johnson, E. S. and H. G. Johnson 1978: 109-123 ; 中内恒夫訳, 1982, 『ケインズの影—ケンブリッジの世界と経済学』日本経済新聞社, 128-140.)
- Johnson, H. G., 1972b, "The Early Economics of Keynes," *American Economic Review*, 62(2): 416-421.
- Kemmerer, E. W., 1914, "Review of, Indian Currency and Finance by John Maynard Keynes," *Quarterly Journal of Economics*, 28(2): 373-377.
- Keynes, J. M., 1909, "Recent Economic Events in India," *Economic Journal*, 19(73): 51-67. Reprinted in: (Keynes, 1983; CW.11: 1-22) .
- Keynes, J. M., 1910, "Memorandum on a Currency System for China," (Unpublished) . Reprinted in: (Keynes, 1971g, CW.15: 60-64) .
- Keynes, J. M., 1911a, "Recent Developments of the Indian Currency Quetion," Paper read to Royal Economic Society, at its quarterly meeting on 9 May 1911 (Unpublished) . Reprinted in: (Keynes, 1971g, CW.15: 67-85) .
- Keynes, J. M., 1911b, "Review of, *The Purchasing Power of Money: Its Determination and Relation to Credit Interest and Crisis*. By Irving Fisher and Harry G. Brown," *Economic Journal*, 21(83): 393-398. Reprinted in: (Keynes, 1983, CW.11: 375-381).
- Keynes, J. M., 1913a, "Review of, *The Standard of Value*. By Sir David Barbour.," *Economic Journal*, 23(91): 390-393. Reprinted in: (Keynes, 1983, CW.11: 384-388) .
- Keynes, J. M., 1913b, *Indian Currency and Finance*, London: Macmillan. Reprinted in: (Keynes, 1971a; CW.1) .
- Keynes, J. M., 1913c, "How far are Bankers Responsible for the Alternations of Crisis and Depression?,"

- (Unpublished) . Reprinted in (Keynes, 1973, CW.13: 2-14).
- Keynes, J. M., 1920, *The Economic Consequences of the Peace*, London: Macmillan. Reprinted in (Keynes, 1971b, CW.2) .
- Keynes, J. M., 1923, *A Tract on Monetary Reform*, London: Macmillan. Reprinted in (Keynes, 1971c, CW.4) .
- Keynes, J. M., 1930a, *A Treatise on Money, Vol.1: The Pure Theory of Money*, London: Macmillan. Reprinted in (Keynes, 1971d, CW.5) .
- Keynes, J. M., 1930b, *A Treatise on Money, Vol.2: The Applied Theory of Money*, London: Macmillan. Reprinted in (Keynes, 1971e, CW.6) .
- Keynes, J. M., 1971a, CW.1: *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.I: Indian Currency and Finance*, London: Macmillan. (則武保夫・片山貞雄訳, 1977, 『インドの通貨と金融』東洋経済新報社.)
- Keynes, J. M., 1971b, CW.2: *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.II: The Economic Consequences of the Peace*, London: Macmillan. (早坂忠訳, 1977, 『平和の経済的帰結』東洋経済新報社.)
- Keynes, J. M., 1971c, CW.4: *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.IV: A Tract on Monetary Reform*, London: Macmillan. (中内恒夫訳, 1978, 『貨幣改革論』東洋経済新報社.) .
- Keynes, J. M., 1971d, CW.5: *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.V: A Treatise on Money: The Pure Theory of Money*, London: Macmillan (小泉明・長澤惟恭訳, 1979, 『貨幣論 I—貨幣の純粹理論』東洋経済新報社.)
- Keynes, J. M., 1971e, CW.6: *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.VI: A Treatise on Money: The Applied Theory of Money*, London: Macmillan. (長澤惟恭訳, 1980, 『貨幣論 II—貨幣の応用理論』東洋経済新報社.)
- Keynes, J. M., 1971f, CW.7: *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.VII: The General Theory of Employment Interest and Money*, London: Macmillan (塩野谷祐一訳, 1983, 『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社.)
- Keynes, J. M., 1971g, CW.15: *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.XV: Activities: 1906-1914: India and Cambridge*, E. Johnson ed., London: Macmillan. (三木谷良一・山上宏人訳, 2010, 『インドとケンブリッジ—1906～14年の諸活動』東洋経済新報社.)
- Keynes, J. M., 1973, CW.13: *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.XIII, the General Theory and After: Part I: Preparation*, D. Moggridge ed., London: Macmillan.
- Keynes, J. M., 1980, CW.25: *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.XXV, Activities 1940-1944: Shaping the Post-War World: The Creating Union*, D. Moggridge ed., London: Macmillan. (村野孝訳, 1992, 『戦後世界の形成(清算同盟)—1940-44年の諸活動』東洋経済新報社.)
- Keynes, J. M., 1983, CW.11: *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.XI, Economic Articles and Correspondence: Academic*, D. Moggridge ed., London: Macmillan.
- Lindsay, A. M., 1892, *Ricardo's Exchange Remedy: A Proposal to Regulate the Indian Currency by Making It Expand and Contract Automatically at Fixed Sterling Rates, with the Aid of the Silver Clause of the Bank Act*, Effingham Wilson & Co.
- Lindsay, A. M., 1898, *How to Fix Sterling Exchange: A Well-Tried, Safe and Economical Method*, W. Thacker & Co.
- Moggridge, D. E., 1992, *Maynard Keynes, An Economist's Biography*, London: Routledge.
- Nicholson, J. S., 1913, "Vagaries of Recent Political Economy," *Quarterly Review*, 437: 406-425.
- Patterson, E. M., 1914, "Indian Currency and Finance by John M. Keynes," *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 53: 329-331.

- Padayachee, V. and B. Bordiss, 2013, "Barbaric Gold and Civilised Banking: Keynes's Indian Currency and Finance. A View from the South after 100 Years," *International Review of Applied Economics*, 27(6): 822-833.
- Reed, H.L., 1913, "Indian Currency and Finance by John Maynard Keynes," *American Economic Review*, 3(4): 941-943.
- Sayers, R. S., 1972, "The Young Keynes," *Economic Journal*, 82: 591-599.
- Shirras, G. F., [1919]1920, *Indian Finance and Banking*, reprinted ed., London: Macmillan.
- Skidelsky, R., [1983]1992, *John Maynard Keynes, Vol.1, Hopes and Betrayed, 1883-1920*, London: Macmillan. (宮崎義一監訳・古屋隆訳, 1987, 『ジョン・メイナード・ケインズ—裏切られた期待 1883-1920年 I』東洋経済新報社. 宮崎義一監訳・古屋隆訳, 1992, 『ジョン・メイナード・ケインズ—裏切られた期待 1883-1920年 II』東洋経済新報社.)
- Smith, G. W., 1995, "Reading a Target Zone in Keynes's Indian Currency and Finance," *Economic Journal*, 105: 661-668.
- Stark, W., 1958, *The Sociology of Knowledge: An Essay in Aid of a Deeper Understanding of the History of Ideas*, London: Routledge & Kegan Paul. (杉山忠平訳, 1971, 『知識社会学』未来社.)
- Winch, D., 1972, "The Collected Writings of John Maynard Keynes. Volume XV, Activities: 1906-1914, India and Cambridge by John Maynard Keynes and Elizabeth Johnson: The Collected Writings of John Maynard Keynes. Volume XVI, Activities: 1914-1919, The Treasury & Versailles by John Maynard Keynes and Elizabeth Johnson," *Economica, New Series*, 39: 88-89.